

漢人の祖先祭祀

—中部台灣の事例より—

末

成

道

男

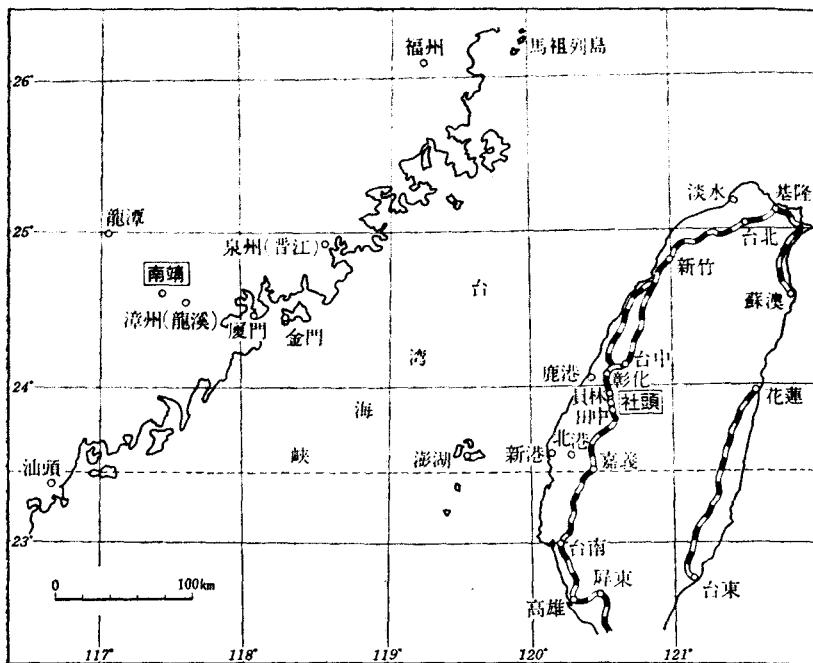
The Cult of the Ancestors in Taiwan

This paper discusses how the Chinese commemorate and worship their ancestors. The data are based on field work of four months' stay in 1976 and 1977 in a district of Central Taiwan.

The first two chapters deal with the theme of the common property of lineage and ancestral hall. Major points are as follows:

1. In 1920's nearly half of the cultivated land were devoted to the lineage land for ancestor worship. The land was of use in the maintenance of the scholarships for higher examination and in the performance of large scale rites for ancestors. The most important function of the lineage land, however, was to secure for the poor lineage members to cultivate the land at the rent so low as two thirds of the ordinal rate. With this advantage the Hsiao lineage members gathered to live in this district and could win the struggle for existence against other lineages.
2. The common land was founded for various levels of segments of the lineage. Examples of segmentation in this district seem to support Freedman's hypothesis of unequal segmentation in Chinese lineage.
3. The segmentation follows the pattern similar to that of the lineage in the homeland of the mainland. So the lineage in Taiwan might be compared to a cutting which has a parent plant in the mainland and shows some similar characteristics in the process of growth.
4. The lineage land began to decline with the advent of Japanese administration. The major cause of this may be found in the change of managing system. Previously each segment of the lineage took the responsibility of managing the common land in rotation, but later under the Japanese administration a manager came to be chosen as legal representative of the land organization. Many conflicts arose between the manager and other lineage members who consider his treatment of lineage property as corruption. During the last two decades of Japanese administration, the amount of lineage land decreased to a fifth. The land reform after the Second World War gave a heavy blow to the lineage land not only through the direct influence but also through the loss of the merit of maintaining the lineage land.
5. The ancestral hall is constructed to stress the independence and the solidarity of the segment against others. Rituals performed there also have much to do with the enhancement of the prestige. The strength of reverence of the remote ancestors at the hall level is not so strong as to assure the continuance of the rituals even after the loss of the common property.

図1 調査地社頭と蕭姓出身地南靖



はじめに

本論は、筆者が台湾彰化県社頭郷において延べ四ヵ月余りにわたり行なったフィールドワークの資料に基づき、漢人の祖先崇拜の一侧面を明らかにしようとするものである。主要なねらいは、この地方に顯著にみられた公業（祖先祭祀のための共有財産）をとりあげ、その記述分析と共に、祖先祭祀全体のなかでの位置づけを試みることにある。

従来の台湾における祭祀公業についての研究は、公業組織 자체の性格、とくに法的な側面、つまり總有であるか合有であるかといった点に関心が強かつた。⁽²⁾このため祭祀公業の実態を示すような資料は比較的少く、まして祖先祭祀全体における公業祭祀の位置づけ、あるいは家族やリニーニジとの関連といった、いわば社会人類学的側面につ

いての関心は最近まで希薄であった。

この意味で松園（一九七三、一九七四）と陳基南（一九七五）は注目に値する。前者は台北市内の大きな公業を対象とし、予備的報告と断っているが、宗族、親族との関連で興味ある問題点をいくつか指摘している。後者は、歴史的文章をも用い台湾の移民社会という条件が宗族の形成にいかに影響を与えてきたかを考察した。人類学としては異色の論文で、公業についても三種の組織方式を指摘している。ただし双方とも論文の主題の性格上公業と祖先祭祀の関係については充分にふれられていない。

族産の祖先祭祀や親族組織との関連を考えるために、村落生活全体を扱った人類学的モノグラフが有用である。しかし、漢人社会の数多くのモノグラフ⁽⁵⁾のうち、族産を系統的に扱ったものは意外に思えるほど少い。これは、大きな宗族を対象とすることが比較的少かつたためであろう。例えば、Ahern (1973) は、台湾の福建系村落を対象とし、とくに祖先祭祀に焦点をあてているので、本論の関心と共通するところが多い。しかし、リニージの規模が小さいため、本論の蕭姓にみられるような大きな公業の形成や分節化といった現象は生じていない。Pasternak (1972) の対象とした客家系村落打鉄は、戦前耕地の四分の一がリニージ共有地であったが、一リニージ当たり平均七ヘクタール足らずにすぎなかつた。Baker (1968) の香港上水村は、人口三千人で社頭の蕭姓の四分の一弱であるが、一リニージが単独で居住し、族産が多く強い結合を示している点、比較の対象として最も適当であるが、家族レベルでの祖先祭祀についての記述が必ずしも充分でない。

今回の調査で明らかになつたことは、公業レベルの祖先祭祀は、一方では家族レベルの祖先祭祀と連続する特徴をもちながら、他方ではその存立基盤が異なるため、前者の衰退は必ずしも、祖先崇拜の念の弱化を意味しないという点である。こうしたことは、充分分節化したリニージを対象とし、家族内の正序や墓での祖先祭祀、あるいは神明一

般の祭祀と対比をせん」とじよって初めて解るのである。

注

(1) 期間は、一九七六年一月八日～四月七日、一九七六年十一月二十一日～一九七七年一月七日、一九七七年八月二十日～九月八日の延べ百二十五日間である。

この調査に当つて、々御名前を挙げ得ないが、現地の社頭の方々には、いろいろな形でお世話をうけた。とくに最初の二回は、家族を伴つての滞在であつたので、単なる調査だけでなく、生活全体において生じた関係は印象深いものがある。また、フィールド選定その他にあたつて、中央研究院民族学研究所の李亦園所長と王崧興氏からいろいろと御世話になつた。同研究所の劉枝萬氏、劉斌雄氏、施振民氏からも有益なコメントを頂いた。とくに陳祥水氏には、社頭付近の自分の調査地からわざわざ同行いただき、現地の方々に紹介の労をとつて下さった。ここに記して謝意を表したい。

(2) たとえば、安藤（一九〇五）、姉歎（一九三四）、小島（一九一一）、万年（一九三一）、中野（一九一〇）、臨時台灣田畠調査会（一九〇一、一九〇三、一九〇六、一九〇七）など。

(3) 祭祀公業とは、祭祀のための共有財産のことで、広義には祖先以外の神を祀る廟の共有財産も含まれるが、本論では祖先祭祀用の族產に限る。

(4) 坂（一九三六）は、全島にわたる統計資料を用いた、公業に関する包括的研究として本論も大いに参考になつた。とくにその中に引用されている桑原政夫氏の一九二九年の「員林郡内公業調査」は、社頭蕭姓についての現在では入手不可能な資料が含まれている点で貴重である。しかし、関心が公業自体に限られ、祖先祭祀あるいは宗族組織との関連については全くふれられていない。

(5) たとえば、台湾に関する Aherne (1973), Cohen (1969), Diamond (1969), Gallin (1969), Pasternak (1972), Wang, S. (1967).

香港に関する Baker (1968), Potter (1970).
大陸諸地方に関する Fei (1936), Hsu (1943).

一、社頭と蕭姓

調査地として社頭を選んだ理由は、彰化平原一帯に大きなりニージが発達しており、中でも蕭姓は、来台後かなりの世代深度（一番下の世代から数えると約十世代余り）をもち、かつて大規模な公業を有していたことで有名であった。また、この地方を対象とした、桑原（一九三六）、施（一九七三）、陳基南（一九七五）などの研究成果を利用することが可能なためである。

社頭郷は、現在二十四村、日政時代は社頭庄と称され九大字より成っていた。人口は、一九七五年一月現在で、六、一一六戸、三七、五五七人（一戸平均六・一人）である。面積は三五・七七平方キロメートルで、海拔三十～七十メートルの平地が拡がり、東端で海拔三百メートルの丘陵地帯に接している。水田地帯に島のような形で刺竹で囲まれた赤レンガ作りの家の集落が点在し、そのうち往来の頻繁な道路沿いは町並みとなっている。

交通は、台北と高雄を結ぶ幹線鉄道の普通列車が停る社頭駅が西端にあり、また急行停車駅の員林からバスで十五分余りのところにある。かつて大陸沿岸との往来の要港であった鹿港は、直線距離で北西方向に約二十キロメートルのところにある。『郷土調査』によると、この地方に原住民ハヴァラン族が住んでいたが、康熙（一六六二～一七三三）末に朱姓、胡姓、鄧姓の漢人が、荒地開拓や交易に従事するようになった。雍正四～六年（一七二六～一七二八）鄧遜有が、かんがい水路太高圳、鴻門圳を開鑿、乾隆十一年（一七四六）福州より蕭姓が、次で張、陳姓が来住した。朱姓、胡姓は没落、広東系の張姓は張厝部落を形成した。なお、現在社頭に許厝寮、邱厝の地名が残っているが、これらの姓については不明である。

図2 社頭郷

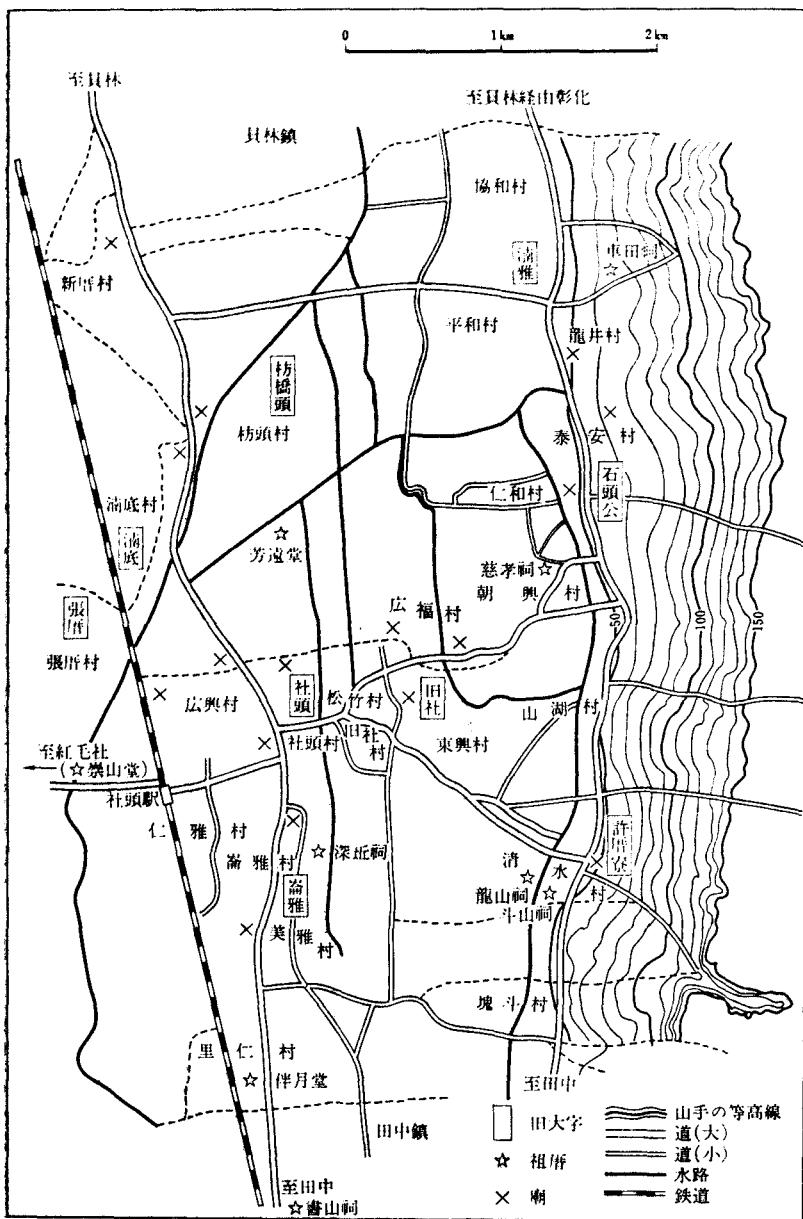


表1 来台者の世代（現存の年長者から数えた代数）

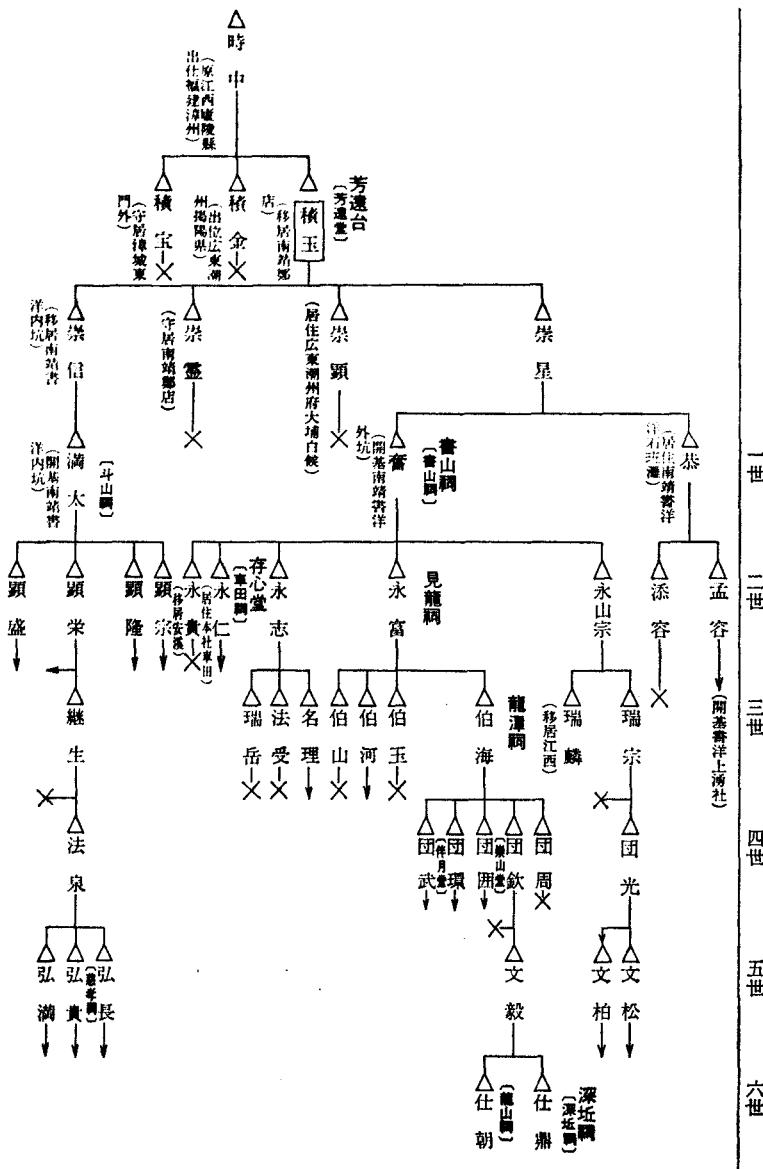
代数	8	7	6	5	4
書山派	1	6	3	1	3
斗山派		1	3	1	1
計	1	7	6	2	4

こうして移住者が増えるにつれて、社頭の中心部に泉州街が形成され、咸豐年間（一八五二～一八六一）には、その賑いが彰化に匹敵するほどであり、彰化県の官衙所在地を選ぶ際も彰化と争つたと社頭の人々は伝えていた。鉄道が通る時、中心部の通過に反対したため、現在では、員林や田中のように都市化はしていないが、目抜き通りは百近くの各種店舗が立ち並ぶ町になっている。蕭姓で農業以外に町で商工業に従事する者も多い。

蕭姓は、現在約一万三千人余りが社頭郷およびその南に隣接した田中鎮卓乃潭に居住している。これは社頭郷人口の約三四・七%、田中鎮人口の約一二・七%に相当する。⁽³⁾ 他姓と混って住んでいるのではなく、ほぼ郷中心部の社頭、崙雅、旧社および山手の浦雅、石頭公（以上旧大字単位）⁽⁴⁾ に集り、それぞれの大字内でも町化している社頭を除き、蕭姓の小集落を形成する傾向が強い。もっともこれはあくまで傾向性であって、それぞれの集落ないし内底（屋敷）の内に若干の異姓居住者とくに女子成員の家族を含むのは稀ではなく、その境界も常に明確なものとは限らない。村の人々は、このような同姓者が中心となって形成した小集落を、劉厝、石厝というように姓の下に「厝」（家の意味）という字を付けて呼んでいる。ただし、蕭厝という表現は用いられない。これは、この地域で蕭姓が多数をしめているためと考えられる。

蕭姓の来台は、聞き取りによると派始祖の奮または滿太より数えて第九世～第十二世の代で、来台者自身の代のうちに社頭に来住し墓も社頭付近にある者が多い。生存している年寄から数え八代前の祖先が最も古く、多くは七～六代前に来台している。年寄の年齢を七十歳、一世代を三十年、来住時の年齢を三十歳として計算すると、もっとも古いものでも二百八十年前、つまり十七世紀末、多くはそれよりおくれ十八世紀前半に来台したものと

圖 3 蕭姓系譜略圖（時中～六世）



()は住地移動。太字は祖暦名、〔 〕内は台湾にある祖暦。

推定される。なお、この数値は、出生年の解っている来台祖の例や、台湾で書かれた家譜の序文の最初の年号が一七六三年であることともほぼ合致する。これらの来台者のほとんどは農民で、来台当初漢学教師や商売をしていても少なくとも次の代までには農業に従事している。

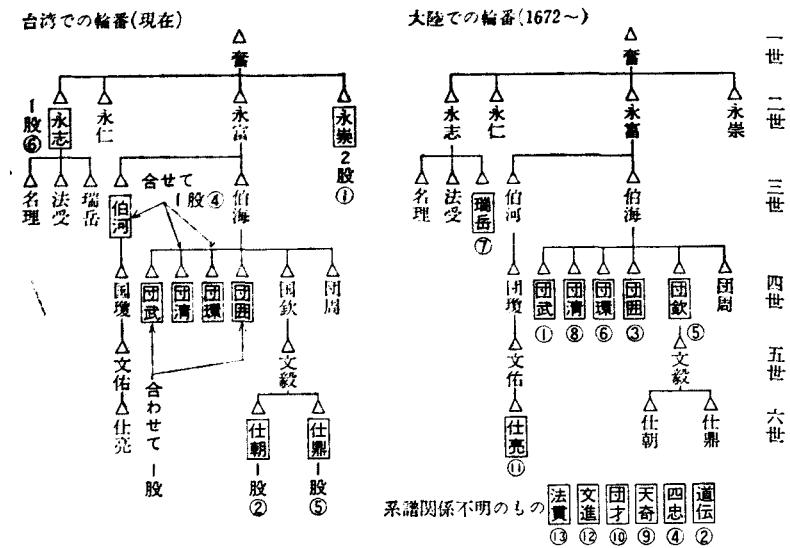
注意すべきは、これら蕭姓の移住者の故郷である漳州府南靖書洋において、当時すでに派祖から十世代余りを経て分節化しており、祖廟や公業を中心に確固としたリニージを形成していた点である。

家譜、族譜などの資料によると、明代永樂辛卯年（一四二一）に、科挙で狀元（首席合格者）となつた蕭時中が、江西廬陵県に家族を残し福建漳州へ督學として赴任、現地で娶つた妻との間に生れた長子積玉が漳州南靖縣鄭店へ移居、その長子崇星の次子奮が書洋外坑に居を定めた⁽⁷⁾。現在、書山派では、この奮を一世として世代を数えている。一方、積玉の第四子崇信は書洋内坑に移居、その一子満泰が斗山派の始祖となつてゐる。

何故、奮や満泰が一世と数えられたかは興味深い問題である。最も出世し、福建への入郷祖である時中、あるいは書山派、斗山派の結節点にある積玉でもなく、また分岐した最初の世代の崇星、崇信をさしあて、この二人が始祖と数えられている理由は何であろうか。奮の例をみれば、最終的に現住地へ定着した開基祖という理由が考えられる。しかし、満泰の場合、その父の代すでに書洋内坑に來てゐるからそれだけでは説明できない。これに加えてもう一つの理由として、系譜上の位置が考えられる。すなわち、書山派、斗山派の独立性が強い場合、その結節点にある奮や満泰が、崇星や崇信より優先する。蕭姓の最も上のレベルの公業が時中でなく積玉を中心組織されているのも同様の理由で説明できる。このように派祖が、祀りの対象としてその上の有名な祖先よりも重んじられることが多いといふ傾向は、朝鮮の門中の場合にも見出される⁽⁸⁾。

奮の第四子永仁は、車田に居住し、その子孫も早くから存心堂という祠堂を建て、祖先の墓祭を公共で行なうは

図4 曲山祠での祭祀当番の単位



下のアラビア数字は順番を表わす。

か、他房から分離独立した。これは、家譜にも「当時この兄弟たちの房が貧しかつたため分出したのであろう」とあるように、富裕になった者が独自の分節を作つて独立するという漢人リニージ特有の分節化と推定される。

奮の第一、第二、第三の子は、共同で書山祠を建てた。奮夫妻の墓が、康熙十年（一六七一）他姓の者に侵奪されかかったので、この三房の子孫有志が裁判に訴え取戻し、翌十一年に更葬した。この時、集めた資金の残りを積立て増やした金で水田数反を公田として買入れ祭掃の費用とした。ただし、各房ごとに均等にその租穀を收めると、出資した者とそうでない者との間で不公平になるので、十三股（株）に分け、その股にしたがつて輪流（輪番制）で祭の当番となることにした。この十三股のうち、現在台湾の系譜で確かめ得るのは七股であるが、奮の祭が行なわれる際の分担の方式は、ほぼこのパターンに沿つて、いる点きわめて興味深い。

このほか、大陸では永富公を祀った見龍祠、団欽を祀った龍潭祠、仕鼎を祀った深堀祠が建てられたことが記

録に残されている。

注

- (1) 杜頭公学校（一九三二）第二章一節。
- (2) 商工業従事者に関する統計資料がないので正確な数は不明であるが、大同公司など台湾で十箇に入る紡績会社の經營者も蕭姓出身であり、小は家内工業に至るまで数多くの工場が町や郊外に立ち並び、これらの工場で働く兼業農家も多い。
- (3) 陳基南（一九七五）一一五一—六頁。
- (4) 村人にとって戦後の細分された行政単位としての村より、旧大字の方がまとまりをもつた単位として意識され用いられることが多いので、以下とへだりとわらひ限り大字の単位を使用する」と記す。
- (5) 1977-(30×8+70-30)=1697
- (6) 志懸公（一六九四～一七七六）上の世代から数え七代前。
- (7) 最初河港に住み、山下の賑かなところにあった曾家と家を交換して居を定めたエピソードが、家譜に記されている。
- (8) 満太とも、公業関係の記録などに記されている。満太と舊の系譜関係について、前者が正妻の子、後者は召使との間に生れた子でそのため馬小屋で生れ蕭という名をつけられたという話が、斗山派だけなく書山派の年寄の間にも伝えられている。斗山派はその後長髮賊の乱の際参加者があつたため、後難を恐れ、族譜類を焼き捨てたことがあつたと伝えられ、書山派に比べ系譜にも不分明なところが多い。ここでは、書山派の家譜やそれを基につくられた『蕭氏族譜』にいちおう従う。
- (9) 未成（一九七三）七〇頁。
- (10) Freedman, M. (1958) p. 49.

11. 公業と祖先祭祀

公業とは、一族の共有財産、つまり族産のこととて、中国大陆で祀産、祭田、義田とも称されている。「公」は、個

人の私有に対し共有、「業」は財産の意味である。もっとも、広義には神明会や寺廟に属するものを含めることがあるが本論では除外する。公業は享祀者または土地の規模を示す名称がつけられ、祖先祭祀および子孫の育英、救恤などの目的をもつた組織をもっている。

社頭の人々は、公業を、祖先祭祀を主な目的とする「祭祀公業」と配当を主な目的とする「配当公業」とに類別している。配当公業といつても一定の祖先を中心として組織されるのであるから、祖先祭祀と無関係ではない。

蕭○○甲と甲数を名称とした公業は配当公業である。しかし、この場合も蕭十一甲は積玉、蕭二甲六は満太、というように系譜上の結節点に相当する祖先が対応している。また、祭祀公業においても、余剰が生じたり、公業を解散する場合には、成員に份額に応じた分配が行なわれる。両者は相互に転換することもあり、その区別はそれほど厳密なものではない。

蕭姓の公業は、昭和四年一四七件、六二三甲、派下（成員）数約二万六千人で、これは員林郡内の公業の件数の三〇・六%、面積の四五・一%と他姓をひき離している。社頭莊内では、大正十二年一四七件、五二五甲で、庄内の件数の五三%、面積で七三・四%であった。⁽²⁾それが、終戦後一九五三年に行なわれた農地改革の対象となつたのは、僅か一二五甲にすぎない。すなわち、公業地は農地改革以前からすでに減少していた。これは大正年間公業をめぐる訴訟が相次ぎ、その弊⁽³⁾をなくすため政府から公業整理の方針が打出され、また管理人の不正や訴訟費用捻出のため自発的に解散するものが多かつたことによる。大規模な公業は、会社や組合など法人組織に改組され、さらにそのあるものは戦時中に解散した。例えば、徳仁に關係する公業の総面積は約百五十甲歩あつたが、そのうち七六甲で昭和五年に徳仁土地利用組合を、三七甲で昭和八年に徳仁株式会社を組織した。前者は、土地の貸付けによる収益のほか、肥料の購買、精米、機械を使った駄製造、貸倉庫などの事業を行なつたが、充分な配当を出せず昭和十八年土地を組合

表2 社頭蕭姓公業農地改革關係地

名 儀	筆 數 ()内八同姓小作人	面 積 (甲)	名 儀	筆 數 ()内八同姓小作人	面 積 (甲)	
I. 保留地						
1. 蕭 永 崇	1	0.3025	34. 蕭 德 惠	2 (2)	0.8690	
2. 蕭永崇株式 會社	6 (2)	2.2850	35. 蕭 二 甲	2 (2)	0.7235	
3. 蕭 永 仁	2 (2)	0.9140	36. 蕭 二 甲 六	11 (11)	4.4374	
4. 蕭 永 茂	2 (2)	0.5425	37. 蕭 伯 栄	15 (12)	4.0283	
5. 蕭 輝 美	4 (4)	0.8882	38. 蕭 伯 英	3 (2)	0.8313	
6. 蕭 欽	1 (1)	0.4225	39. 蕭 伯 海	5 (5)	1.7503	
7. 蕭 元 栄	1 (1)	0.1262	40. 蕭 福 正	2 (2)	0.3380	
8. 蕭 元 副	1 (1)	0.5371	41. 蕭 舞 舞	6 (6)	2.1170	
9. 蕭 弘 貴	2 (1)	0.4042	42. 蕭 滿 太	27 (26)	3.8013	
10. 蕭 直 青	2 (2)	0.2640	43. 蕭 耀 彬	1 (1)	0.1718	
11. 蕭 光 倉	1 (1)	0.3075	44. 蕭 祿 煥	2 (2)	0.7358	
12. 蕭 光 孕	2 (2)	0.3094	45. 蕭 祿 珠	4 (4)	0.6400	
13. 蕭 三 甲 三	2 (2)	0.6825	計		166(143) 44.5423	
14. 蕭 志 誠	1 (1)	0.2108				
15. 蕭 志 善	3 (2)	0.8240				
16. 蕭 仕 朝	6	1.4094				
17. 蕭 仕 鼎	4 (3)	0.6835				
18. 蕭 四 房	4 (4)	2.0153				
19. 蕭 准 玉	1 (1)	0.0570				
20. 深 坪 公 業	2 (2)	1.1352				
21. 蕭新三甲三	6 (6)	1.7085				
22. 蕭新二甲三	5 (3)	1.7185				
23. 蕭 心 強	1 (1)	0.0800				
24. 蕭 振 文	1 (1)	0.2800	1. 蕭 永 崇	1	0.2302	
25. 蕭 新 滿 太	8 (7)	2.3428	2. 蕭 弘 貴	1	0.1408	
26. 蕭 游 錫	2 (2)	1.0885	3. 蕭 滯 玉 股 份 有 限 公 司	38	21.8186	
27. 蕭 太 栄	1 (1)	0.1000	4. 蕭 仕 鼎	16	12.6892	
28. 蕭 團 環	1 (1)	0.4170	5. 德義興產株 式 會 社	14	8.3075	
29. 蕭 團 武	2 (2)	0.1730	6. 蕭 二 甲 六	2	1.0105	
30. 蕭 長 房	1	0.2260	7. 蕭 伯 栄	13	4.8693	
31. 蕭 廷 達	2 (2)	0.1736	8. 蕭 滿 太	27	32.2449	
32. 蕭 丁 仔	1 (1)	0.1845	計		112 81.3110	
33. 蕭 東 山	7 (7)	1.2854				
II. 徵收地						
1. 蕭 永 崇	1	0.2302				
2. 蕭 弘 貴	1	0.1408				
3. 蕭 滯 玉 股 份 有 限 公 司	38	21.8186				
4. 蕭 仕 鼎	16	12.6892				
5. 德義興產株 式 會 社	14	8.3075				
6. 蕭 二 甲 六	2	1.0105				
7. 蕭 伯 栄	13	4.8693				
8. 蕭 滿 太	27	32.2449				

表3 公業地の割合

(単位:ヘクタール)

社頭庄	耕地	1,826				
		うち公業地 766 (41.9%)				
社頭庄民所有地	内外姓姓姓	庄	1,458			
		庄	482			
		計	1,940			
		蕭	750			
		劉	100			
		張	30			
公業地		計	880	(45.3%)		

員に分配、解散した。

さて、これらの公業地は、全体の耕地面積に対しどれ位の比率をしめるのであらうか。昭和七年の『郷土調査』によると、社頭庄内の耕地⁽⁴⁾のうち、公業地は実に四一・九%となつてゐる。また、庄民の所有面積でみると四五・三%になる。当時の戸数は二、五八七戸であったので、一戸当たり耕地面積〇・七三ヘクタール、そのうち公業地が〇・三四ヘクタールとなる。一戸七反余りといふ数字は決して余裕のある広さとはいえない。それにもかかわらず、その半ばへクタールとなる。一戸七反余りといふ数字は決して余裕のある広さとはいえない。それにもかかわらず、その半ばへクタールとなる。一戸七反余りといふ数字は決して余裕のある広さとはいえない。

近くを共有地としているのは如何なる理由によるのであらうか。華南の族田が広いことは有名であるが⁽⁵⁾、その理由についてはまだ解明されていない。この問題について考へる前に社頭蕭姓の公業の形成、組織、運営について検討することにしたい。

社頭において蕭姓の公業が成立したのは、来台祖の多くが社頭に定着したとみられる十八世紀前半よりやや降って、十八世紀中頃と推定される。『郷土調査』に典拠は不明であるが、社頭における公業の起源として乾隆九年(一七四四)の年代をあげている。また、台湾における蕭十一甲公業の序文の最初のものが乾隆癸未(一七六三)となっていることも上記の推定を裏付ける。移住当初は、祭祖の費用を専ら大陸の故郷に送っていたが、台湾在住の人口が増えるにつれ、故郷の公業からその分の分与を受け台湾で公業を組織するようになった。最初の公業は、書山派と斗山派の始祖である奮と滿泰を中心としたものであつたと伝えられる。これは、両派が大陸においてもすでにかなり独立性を強め

図5 公業および来台祖

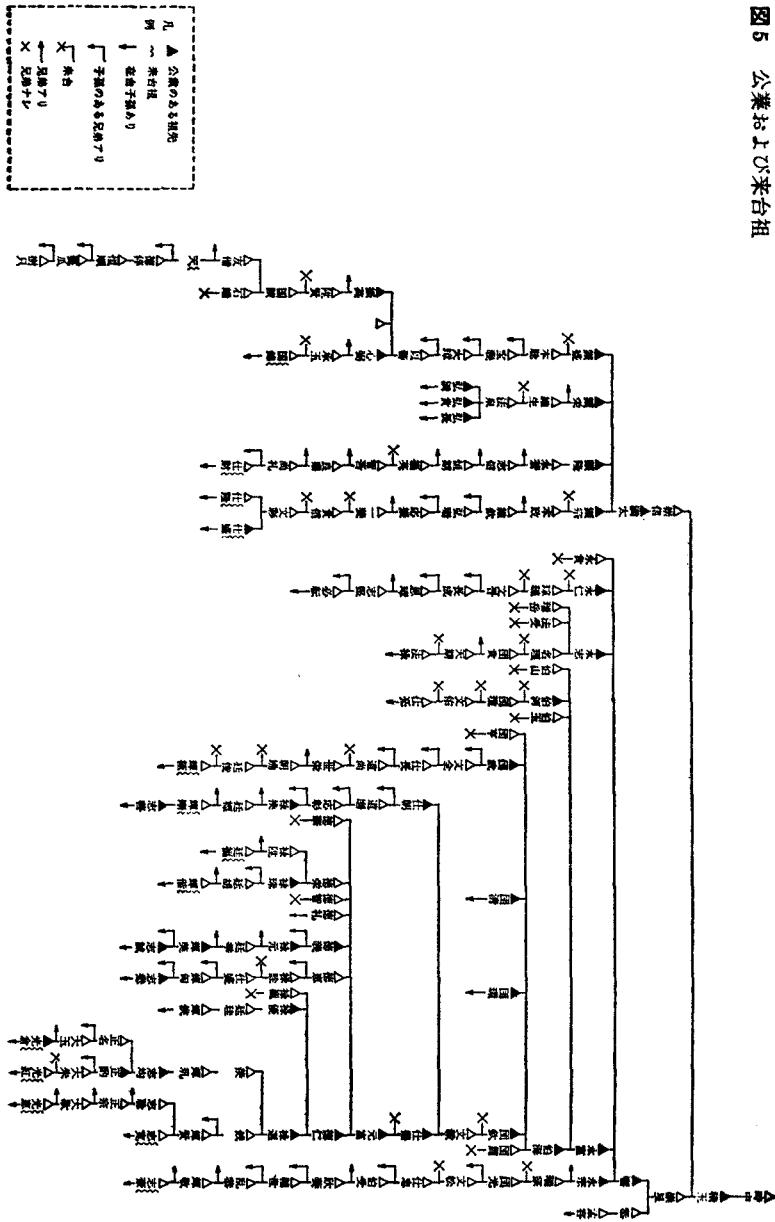


表4 社頭蕭姓公業一覧

I 書山派・斗山派にまたがるもの	
蕭積玉	蕭積玉株式会社
蕭積玉股份有限公司	
蕭十一甲	
蕭六甲	
II 書山派・斗山派別 <書山派>	
<斗山派>	
一世 蕭神主座	太満太
二世 蕭永崇	新伯四隆宗
三世 蕭伯團	榮山興株式会社
四世 蕭志海	東丁丁盛貴勇英盛
五世 蕭志海	新伯四隆宗
六世 蕭志海	新伯四隆宗
七世 蕭志海	新伯四隆宗
八世 蕭志海	新伯四隆宗
九世 蕭志海	新伯四隆宗
十世 蕭志海	新伯四隆宗
十一世 蕭志海	新伯四隆宗
十二世 蕭志海	新伯四隆宗
十三世 蕭志海	新伯四隆宗
十五世 蕭志海	新伯四隆宗
III 系譜関係不明のもの	
蕭五甲	八甲六
蕭新五甲	甲旧
蕭三甲三	二甲
蕭新三甲三	新甲
蕭新一甲	脚甲
蕭茂玉	河茂玉
蕭永淮	永淮元光
蕭元榮	元榮孕文
蕭宋	宋鑑宋仔連
蕭仔連	仔連正彬

ていたこと、及び移住当初の少ない人口を集合させるためその派のうちではできるだけ上の祖先を中心とする必要があつたことによるのであろう。また、広東系の住民によく見られる、同姓だけを資格の条件とした祖公会でなく、系譜関係にそつた公業が生れたのは、故郷に明確な組織が存在し、移住者の数もまとまっていたためと考えられる。

配当公業の蕭十一甲も、一部の分与を受け、それを基に大陸の場合と同様斗山系の蕭二甲六、書山系の蕭三甲三、蕭五甲を成立させた。さらに、資金調達の必要から、あるいは剩余金をもとに、蕭二甲、蕭新二甲というように甲系の公業を派生させていった。これらの新甲は、旧甲とその派下や管理人を全く同じにしているものが多いが、その成立過程や理由について現在では解らなくなっている。ただ、「蕭新満太」は組織されたのが約三世代前なので、次の

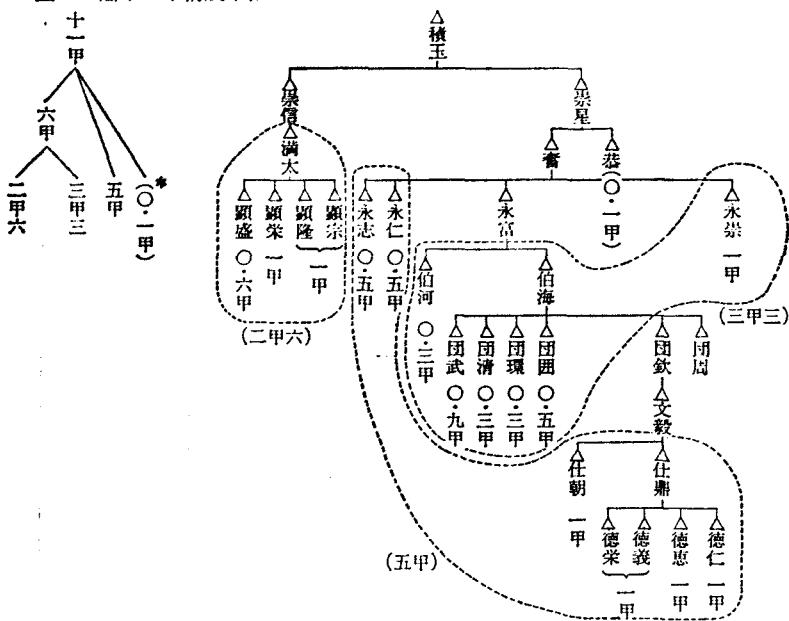
ような成立事情を具体的に知ることができる。満太を祀る斗山祠の改修に資金が不足したので、一丁十円で募金を行ない五十七丁が応募した。不足額をうめた残りを満太から分与、それとともに「新満太」という公業を組織、運用の宜を得て財産を増やしたものである。

世代が経ち、台湾において子孫の数が増すにしたがって表4のように解るものだけで蕭姓四十三の祖先について公業が組織された。このほか同一祖先について重複している祭祀公業十五、配当公業十、系譜関係不明のもの十四合計八十二が、現在名称をつきとめうる公業である。これは昭和初めに存在したと記されている百四十七件の半数強に当る。

図5のような公業の焦点となっている祖先の系譜関係を見ると、来台祖以下の祖先を中心に組織された小公業は少い。もともと比較的世代の浅い小公業は、不明の部分に含まれる可能性が大きいとも考えられるので断定はできない。また、斗山派は二世と五、七世の一部で分節化しているだけなのに、書山派は、一、三、四世の多くに公業が組織され、さらに、六、八世の一部でも公業組織に伴う分節化が生じている。つまり、書山派の分節間の関係は、いつも複雑である。書山祠の祭祀当番の割当てに、この分節間の関係がもつとも顕著に現われている。

図4のように、当番の割当ては房数計算、つまり兄弟が均等の権利・義務をもつという原則からみると、非常に偏ったものになつていて、例えは、二代永崇、永志の子孫がそれぞれ一回ずつ負担するのに對し、永富の子孫は四回分を受持つていて、さらに四代团欽の子の二回分に対し、兄弟団囲と団武合わせて一回、また団環、団清は叔父の伯河と組んで一回当番をするという変則的な形をとっている。これは、人口と経済力の分布を反映しているものと推測される。前述(一三一頁)の大陸で舊の墓を改修した際に決められた当番の分担は、これに比べると、同世代においては均等である点で、まだ房数計算に近いといえる。

図6 蕭十一甲構成単位



南投在住の湧山派を0.1甲と勘定するが、現在の十一甲の活動には参加していない。

つぎに、蕭十一甲の構成をみると書山祠の輪番の分担方式に沿っているが、偏りはいっそう大きくなっている。たとえば六世で仕鼎と仕朝は、三甲対一甲となっており、四世では团欽の四甲に対し、他の兄弟は○・三甲、○・五甲、○・九甲と区々である。この点は、台湾での蕭十一甲の配分比率が、書山祠の祭祀当番の分担よりも後で決められたことを示していると解される。

しかしながら、蕭十一甲という配当公業においても、大陸での分節化の影響が認められる。すなわち、大陸において、斗山系の二甲六は、書山系の三甲三と合併し、蕭六甲をつくり、書山の蕭五甲と对抗していた。これは祭祀の分担などで、人数や勢力の均衡をはかるためと言われる。台湾においても、十一甲から、二甲六、三甲三、五甲といった下位の単位の公業がつくられたが、二甲五と三甲三の公業地で隣接した水田が有ったことから両者の間に密接な関係が存在していたことが推測される。

図 7 公業の分類

設立方法	分配方式	
	1 相続財産	2 共同出資
A 房数計算	(祭祀公業)	(祭祀公業)
B 人数計算	(丁仔金)	(祖公金)
C 株数計算		

() 内は田井 (1945) の分類による。注 7 の説明参照。

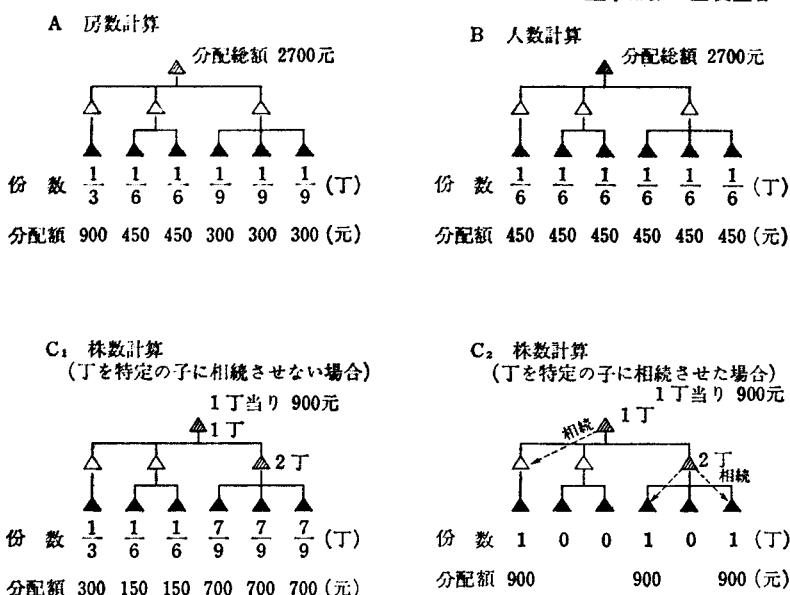
親木から離れても類似した生長過程を示すのにたとえられよう。⁽⁶⁾

公業は、その設立方法により、(1) 財産を相続のため分割する際、一部を公業財産として保留しておくもの、と(2) 子孫が新たに醸出して組織するものに分けられる。また、公業の収益等の分配方式により、(A) 房数計算、(B) 人数計算、(C) 株数計算の三つに大別される。⁽⁷⁾ 房数計算というのは、均分相続の場合にとられる方式で、兄弟が均等の権利をもつ。これに対し人数計算というのは、その系譜的位置に関係なく、男子成員は一律に同額の分配を受ける方式である。株数計算とは、出資した株数(丁数)に比例して配当を行なう方式である。公業組織時には出資名儀人の丁数に応じた分配が行なわれるが、その子孫の代になると、これらの丁数を特定の子孫に相続させていない限り、出資名儀者である祖先からの房数計算によって分配される。簡単な模式図を示すと図 8 のようになる。

しかし、現実の公業でこれら A、B、C いずれかの方式を単独でとっているのは、むしろ稀で、二つ以上の方方が併用されている。例えば、株数計算(C)の場合すでに述べたように、通常は各丁数ごとに房数計算が行なわれる。

このように、祭祀公業、配当公業いずれの場合にも分節化の点で台湾の公業と故郷の大連の公業との間に、対応関係が見られることは、きわめて興味深い。すなわち、人的往来や、送金あるいは分与など交流は有ったにしても、いつたん台湾で新たにつくられた公業が、植民地ないし移民社会という特殊な環境にあるにも拘わらず、故郷の原型と類似した展開を示していることは注目に値する。これは挿木が

図8 公業の分配方式



また、相続財産の一部を抽出して作られた公業では、房数に応じた分配が行なわれるが、育英、養老などの事業に関しては、所有丁数や房数と関係なく成員一人一人が平等の権利をもつ。つまり、人数計算によって支払われる。

このように分配方式が、必ずしも固定しているとは限らないことは、次の例によつても知ることができるのである。

例一 蕭徳仁公業が昭和十年頃解散した際、分配

をどの方式によるかで意見が分かれた。派下の多い禄選公派は、人数方式を主張し多数決で押切つた。これに対し人数の少い禄優公派のある者は、房数計算が正しいと訴訟を起し自分の房数分だけ受取ることができた。

例二 蕭徳仁公業が解散した際、徳榮公の分をその三房で分配したが、その割合は、禄珠42、禄聖35、禄会22の割合であったという。この分配について、あるインフォーマントは、当

時物事の解る老人たちの意見で、 $\frac{1}{2}$ を人数により、 $\frac{1}{2}$ を房数により計算したものであると述べている。當時各派の人数は、祿珠約百二十名、祿聖約六十名、祿会約二十名であつたから、これをもとに、房数計算と人数計算をそれぞれ半々として計算してみると、祿珠46、祿聖32、祿会22となり、上記の数値とほぼ一致し、二つの分配方式を併用したのが事実であることが解る。

「」ここで出資により設立され、株計算方式をとつてゐる公業の一例として、亘青公公業をあげておく。亘青公の名は、志懲で一六九四年に生れ、来台後雲林県の林内で書房（私塾）の先生をしていたが、二水に移り、擁油や砂糖の商売をした後社頭へ来住、一七七六年に没した。墓は地理師の選んだ山奥につくつた。この公業はその曾孫の代に設立された。公業丁份表の序の年代は光緒十三年（一八八七）となつてゐる。この公業は、中心となる祖先が十二世と比較的新しく、そのため派下の数も限られ小さな公業といえる。

図9のアラビア数字が、出資丁份(株)を表わす。この丁数名は出資者本人だけでなく祖先や子孫の名義で登録したものも含まれているので十三世から十七世まで五代にわたっている。

第一房の子孫は、当時貧しく出資しなかつたのでこの公業に権利がなかつたが、墓参りの際、高砂族の首狩の難を恐れず供物をかついでまじめに働いた労をねぎらつて、特に若干の丁份を認めたという註釈がついている。

祖先名儀で丁数を出資するのは、その配当が自己的の直系子孫だけでなく傍系の子孫にも分配されることになるので損ではないかという疑問がある。インフォーマントの多くは、昔の人は祖先を敬うのに熱心で、そのような損得は計算しなかったと答えている。しかしながら、相続や利益の配分に払っているかれらの細心な注意を見ると、どうもこの説明では納得できない。あるいは、子孫が共同で一定の祖先を名儀人として出資した場合に限られるのかも知れない。

なお、この公業は現在祭祀公業であり、収益は祭祖の費用（墓参）にあてられるので、丁数に応じた配当はない。この丁份は、専らごちそうに招待する人数を決めるのに用いられる。

公業の活動には、基本財産の運用（通常土地を貸付け、その租穀を得る）、祖先祭祀、育英、敬老、公共事業（学校、役所の行事など）の寄付、配当分配などが受けられる。⁽⁹⁾

祖先祭祀は、祖厝（祖廟）のある場合は祖厝で、無い場合はその祖先を祀っている大厅（家族レベルで位牌を祀っておく部屋）や墓において行なわれる。ただし、配当公業の場合は、決算の際供物をあげ簡単に拝むだけにとどめたり、あるいは公業として全く祭祀を行なわないこともあるという。また、祖厝での祭祀に、公業から出捐するものもある。

育英とは、清朝時代には科挙受験の旅費や、合格者が祖先へ報告する際の供物や宴会の費用を負担することであり、日政時代には上級学校（中学以上）進学者への奨学金と、報告のための祭祖費用の補助であった。昭和十年頃の斗山祠の例では、中学以上の学生に毎年十二円、内地の学校へ受験進学した者には倍額、判・検事、少佐になった者に祭祖費として四百円を支給した。これは祖厝での豚・羊の供物や靈額の費用にあてられる。現在では進学者の数が多く、また公業の財産も僅かなので、郷長や県会議長など高位の公職についた者に若干の補助を与えるに留まる。

敬老としては、一定の年齢以上の老人を祖厝での祭祀に招待し、礼服代を支給し、轎で送迎、帰りに肉を分配するほか、死亡者に香料を出す。昭和十年頃の斗山祠の例では、六十歳以上の老人男子に長衫代として六円、香料七十歳以上六円、八十歳以上十二円を支給していた。現代では車代として五十元（約四百円）程度と肉を分配するだけで、香料は高位についた者に限られる。

公業の運営は、その祖先の派下のうちから選ばれた役員の手で行なわれる。役員として伝統的には、管理人と房長

もしくは甲長があるが、最近では監事を置いたり委員会組織にして管理しているものもある。

房長は、各房の内から総会で推薦によつて選ばれる。必ずしも年長者であることを要せず、知識、経験があり皆から認められていることのほか経済力の裏付けも重要で、結局土地を持つているえらい人、いわゆる有力者が選ばれることになる。甲長は、甲系統の公業での名称で房長と全く同じ役目である。房長も管理人と同じく、変った事の無い限り終身つとめる。監事は公業の財産および管理につき、監査を行なう。

管理人は、外部に対し公業を代表し、その財産の運営、たとえば土地の貸付、租穀の徴収、剩余金の運用、祭祀その他事業の準備、出納事務、房長会議や派下総会の準備等一切に責任をもつ。各房より数名を選出して共同で管理に当らせることが少なくない。管理人の地位は現在ではきわめて安定していて、派下の反対が強くても、派下総会で出席者の過半数の議決⁽¹⁰⁾を経ない限り辞めさせることが出来ない。大きな権限と安定した地位を保証されている管理人のうちには、私利を図り派下との間に紛争を起こし訴訟沙汰になつた例は少なくない。

管理人の不正としては、次のようなものがある。租穀を米価の高い時に受取り安い時に売ったように記帳し差額を自分のものとする。小作人に減免、猶予を与える権限を利用して私利をはかる。現品の消耗や旅費の名目を利用してす。記帳をごまかす。帳簿記載の全額が保管額を上回る。これらは、誰にも解る不正であるが、管理人辞任により、赤字は不間に付せられる慣習のためよく行なわれたようである。

支出のごまかしは、度々あつたらしく、社頭では、現在でも「しょう油一千円」という表現が冗談話として伝えられている。これは日政時代ある管理人が、祖厝での祭祀の收支が一千円（当時水田數甲歩の価格に相当）合わないのを監事から指摘された際「そうだ、しょう油代をつけ忘れていた」と答えたという実話に基づくものである。

もつと直接的な不正手段としては、公業財産を自己のものにしてしまうものがある。公業財産の処分は、派下全員

の同意を必要とするので通常の手段では不可能であるが、書類偽造などで売払い、後に裁判沙汰になった例がある。たとえば、終戦前に永志派の管理人の息子が公業地の一部を自分の名義にした後売却してしまった。派下は裁判に訴えたが取戻すことが出来ず、「書山祠の祭でこの派からの供物を用意できなくなつた。それで派下たちが、「お前が食べてしまつたのだから、お前が豚の代りに供物台の上に乗れ」とからかつたという話がある。

こうした不正を行なう管理人は、房長たちを懷柔して切り抜けようとする。また、これらのごまかしを種にゆするいわゆる公業ゴロが出てくる。小作人は、管理人が告訴されたり、解任あるいは死亡の際、納める相手が居ないという口実で滞納したりする。

勿論、すべての管理人がこのような不正を行なつて私腹を肥やしていたわけではなく、正直にその役目を果し信頼を集めていた者もあった。しかし、日政時代に公業に関する訴訟が頻発し、そのため公業整理の方針がとられるようになつたことも事実である。不正といつても、横領のようにはつきりした違法行為から、良心の咎さえ気にしなければ問題にならないものまで様々ある。公業の公正な管理は、管理人の道義心が強固であるか、あるいは誘惑に負けないほど経済的余裕のある場合にのみ可能である。事実、管理人を選ぶ際、「あの人なら財産があり余っているから公業を食べないだろ」と金持を充てることがある。しかしその人がいつまでも富裕であるとは限らないし、強い道義心を持ち続いている人はむしろ少い。ということは、公業をめぐる様々の不正は、祭祖の觀念の衰退や道徳の墮落といった原因のみによるというよりは、むしろ起るべくして起つたものと考えられる。では、かつて公業の運営で不正がそれほど問題にならず、財産が増えていたのは何故であろうか。

その理由は管理方式の変化、とくに管理人の法的地位の変化にあると考えられる。

日政時代以前は、上記のような管理人による専任管理は稀で⁽¹⁾、輪流管理が一般的であった。つまり、各房が毎年順

番で管理を行なつてゐた。仮に、多少のごまかしがあつても他の房の監視の目があるし、毎年交代するので結局みんな同じようにやれば、平均化されることになる。房の間の力の差が大きい場合、大房が横車を押したり、有利に運営されることは無かつたわけではない。⁽¹²⁾ 房の実勢は結局は人口増加につながり、人口の多少となつて表われる。⁽¹³⁾ こうして生じた房ごとの人口や勢力の偏りは、房数計算やかつての出資による株数計算と乖離する。大房中心の運営が行なわれることは、その時点で見れば、房数や株数に基づくルール違反であり一種のごまかしであるが長期的には、実勢を反映させる調整作用であるとみなすこともできる。たとえば、ある房の子孫が数百名になつたのに、他の房の子孫が一名しかない場合、房数計算で平等の権利を主張することは配分の不均衡と共に祭祀義務履行の上でも支障を来たす。もちろん、漢人社会での権利意識は強いから、勢力や人口の変動が直ちに反映するわけではなく長期にわたる確執のくりかえしの後に初めて実現するといった形をとつたものであろう。⁽¹⁴⁾ この過程のひとつとして、小房の除外、つまり値年から外すというのである。これは、平和的には、貧困になつた者が自己の値年権を同じ派下の者の承認と若干の代償を得て放棄する、いわゆる帰就という方法である。別の過程としては、有力者が公業を数年ないし数十年のうち徐々に私物化し専任管理のような形にし、ついには私産としてしまうというのも考えられる。かつての房長は、公業内だけでなく、族外においてもステータスの高い有力者が選ばれており、派下でその行動に不満をもつてもそれを公けにする手段を持たなかつた。官に訴える打官司は、それ自体不道徳的行為とみなされたし、有力者相手では勝ち目はなかつた。しかし、こうした横車を押し通すには、よほど卓越した勢力をもつ場合に限られ、また同族内にそれに対抗する者が居ないことが必要であった。そうでない場合は相互にチェックし均衡をとる輪流形式がとられた。また、私産化した場合でも、その房の子孫の間では、輪流形式で維持されてゆくことになる。

では、なぜ輪流管理から専任管理への変化が生じたのであろうか。その理由は、日本統治下の近代行政の浸透に求

められる。すなわち、統治初期行なった土地調査の際、公業に常任の管理人を置くよう定め、その登記は管理人が申告することとした。当初は、便宜的に定めたもので、名儀上の存在にすぎなかつた。房長たちが、管理人の行為に不満をもてば、いつでも新しい管理人を選出することができ、もとの管理人に帳簿の引継ぎを命じて交替が行なわれた。しかしながら、当初は名儀的な存在であつても、公的に登録されていることの法的効果は大きく、法的には、むしろ慣習によつて選ばれただけの房長より優位に立つことができた。

また、司法制度の近代化や財産所有権の観念の変化も公業に大きな影響をもたらした。かつては有力者の専横に従わざるを得なかつた弱小の派下も、裁判を通して対抗する道が開かれた。各房やそれぞれの個人が、財産の私的所有権の価値を認識し、公業を分割する方へ向うようになり、行政の側でも、公業という近代法の枠に収まらない慣行の消滅を奨励した。祖先への崇敬という大義名分も、頻発する訴訟や紛争で説得力を失つた。こうして日政時代半ばには、公業は解体に向つていたのである。

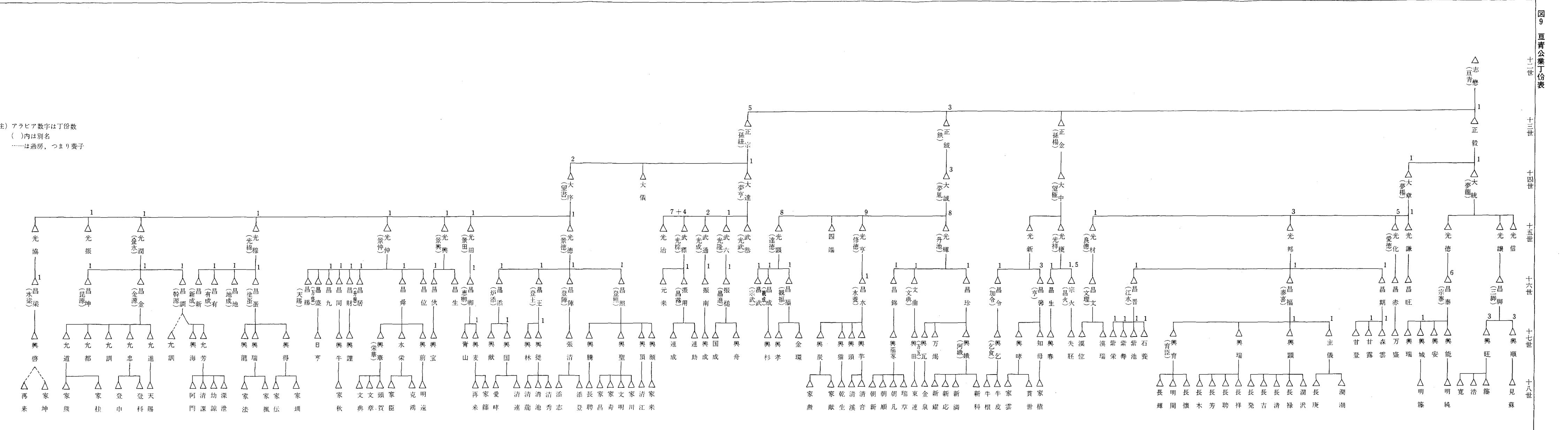
では、なぜ以前大規模な公業を組織し、大げさともいえる祖先の祭を行なつていたのであらうか。敬祖の観念の強さにその理由を求めるのは、公業をめぐる訴訟の頻発、あるいは公業財産消滅後はその公業レベルでの祭祖が全く行なわれなくなるといった事実から照して説得力が弱い。一族のステータスを高めるという動機は、後述の「祭祖の歌」にも表われているように確かに存在するが、そのためだけに耕地の半数近くを公業地として保留しておく要因となつたとは考え難い。治安が悪く械闘の盛んに行なわれた時代、自衛のためという要因はかなり重要であったと思われる。しかしそのためのみであれば、祭祀公業という形でなくとも異姓を混えた「会」などの形態をとつても良いし、あるいは他の地方に見られるように譲出制の組織によつても良い筈であると考えられる。撰字、敬老といった目的も部分的な説明に留まる。

最大の要因は、耕作地の確保にあつたと考えられる。渡台者の多くは故郷をやむを得ず離れた人々であり、最大の関心は如何に生計をたてるかであった。また、定着した者にとっても耕作地が確保されていることは大きな魅力であり、異姓の者との生存競争にも有利であった。終戦後の農地改革前まで、地主は自由に小作地を引上げ自作するか他の者に小作させることができた。小作人は中秋節に、月餅を地主に手みやげとし持参するなど、相手との感情を良くすることによって小作継続に努めたが、常に契約更改で取上げられる不安にさらされていた。⁽¹⁶⁾ 他方、公業地を小作している場合、租穀を帶納しない限り継続は保障されていたし、租穀そのものも一般が収穫の約50%に対し約30%であった。この差額だけ蕭姓の小作人は他姓の小作人に比べ生活が楽であったと言われている。

公業地をこれら派下の耕作人に分配すれば、同族成員各人の平均的経済力は格段と上昇するであろうが、天災、人災あるいは均分相続制などによって土地を手放さざるを得ない者も出て来て、同族が土地を確保するのが困難になる。祭祖という名目で資金を集め、それで共有地を確保し、小作料として入ってくる租穀は、地主のように生活費などの必要経費が不要で祭祖、管理費を引いた残りで、さらに公業地を拡大することが可能である。

もちろん、公業地の増大は私有地の相対的減少を意味し大規模な地主が現われる可能性を抑えるが、一族としては異姓との生存競争に有利な立場を確保しうることになる。また、近代以前の官僚制の下では、選学制によつて科挙合格者を増やし、一族の政治的、経済的権益の確保という点で大きな役割を果した。そして、合格者は祖厝における祖先への報告という形で、表彰されると共に、仕官して得た利益の一部を公業へ還元することが期待された。つまり、公業は祭祖というイデオムを利用した協同組合組織であったと考えることもできる。

このように考へるなら、農地改革⁽¹⁷⁾の公業に与えた影響は、単に公業地が耕作人に払下げられ減少したというだけではなく、公業の存在基盤を根柢からつき崩すものであった。すなわち、小作料が一律に低く抑えられ、小作地をめぐる



競争の無いところでは、公業の運営そのものが困難となると共に耕作地の確保という生活保障機能の存在理由がなくなるからである。

次に、公業と祖厝の関係およびそこで行なわれる祖先祭祀について検討することとしたいたい。
祖厝とは、祖先の家、つまり祖先の公媽牌（位牌）を安置し、その祭祀を行なう建物のことである。日政時代の行政文書には、「家廟」と記され、また大陸では祖廟あるいは祠堂等と称されている。公業が組織されるのは一部の祖先についてであるが、祖厝が建てられるのも「一部の公業についてである。

現在、社頭、田中に蕭姓の祖厝が八字ある。

芳遠堂 一世の祖父積玉。一九二二年頃建立。

書山祠 一世奮。百年以上前に建立。

斗山祠 一世滿泰。嘉慶年間（一七九六—一八二〇）建立。

車田祠 二世永仁。一九〇六年頃建立。

伴月堂 四世団武。一八七〇年頃建立。

慈孝祠 五世弘貴。一九〇七年建立。

深塙祠 六世仕鼎。一八七〇年建立。

龍山祠 六世仕朝。一九〇三年建立。

なお、このほか四世団岡を祀った祖厝が崇山堂の紅毛社にあつたが、終戦前事業に失敗して公業財産が無くなり、管理人も絶えたので、そのまま放置され、約二十年前に倒壊。その公媽牌を書山祠に納めた。敷地はそのまま公有地のようになつて、閔聖帝君を主神とする村の中心的廟に改装された。また、南投には、湧山派の祀る湧山祠がある。



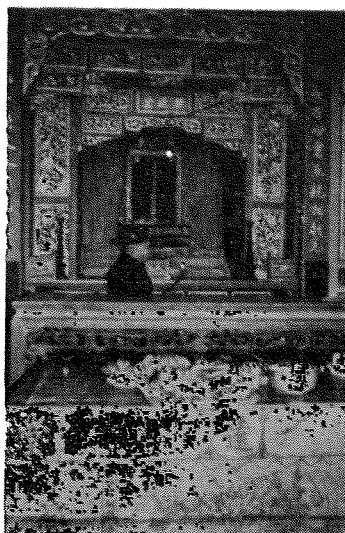
芳遠堂。現在は管理人と役員二・三名が年2回の祭日(旧3月3日、9月9日)簡単に礼拝するだけである。写真は、廟宇の守護をする龍神(龕の下にある)に供物をそなえ線香をあげているところ。



芳遠堂。午前九時ごろ礼拝を了り、そのお下りを調理し、管理人の家で甲長たちを集め昼食をとり、その後役員会で決算報告などを行なう。



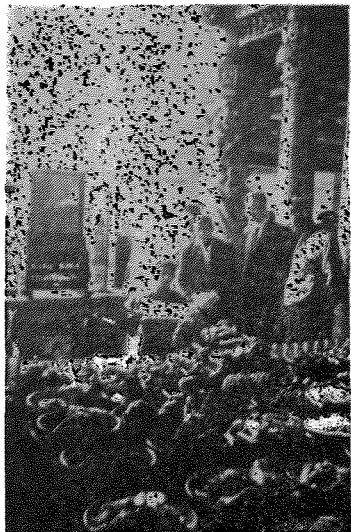
磐山祠遠景。



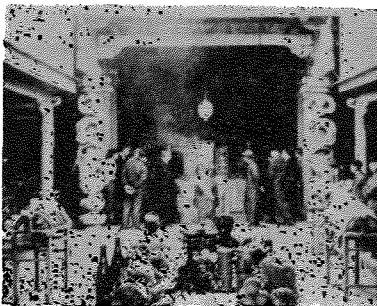
芳遠堂。牲醴を供え線香をあげている。公媽牌は積玉1人だけである。



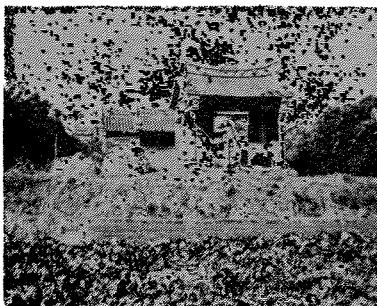
芳遠堂。龍神、祖先を拝み了って、屋敷神の地基主にも廟宇の後方で供える。



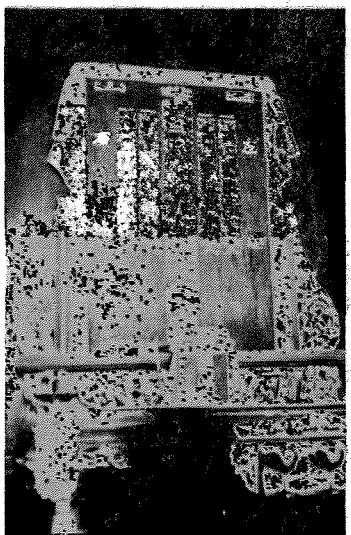
舊山祠。祭文を読む。



舊山祠。主祭の礼拝。

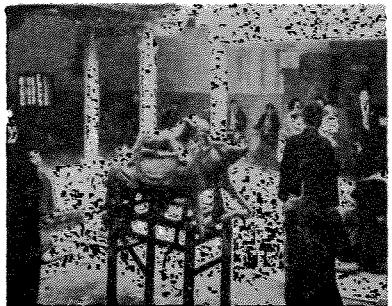


斗山祠の門構え。



斗山祠の公媽牌一世と二世計5名のみ。前方の小さな公媽牌について意見が分かれる。

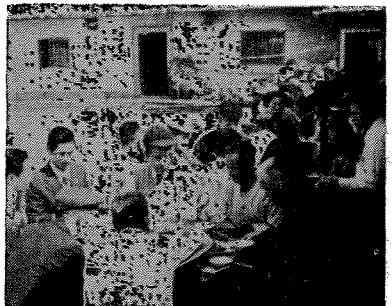




斗山祠。三叩九拜。



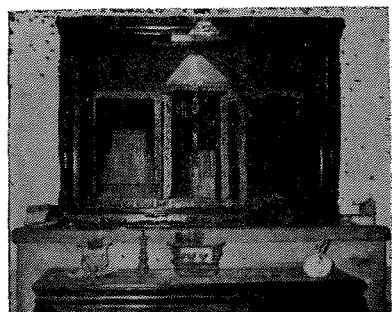
斗山祠。老人たちが順番に礼拝。現在でもこれ位の供物が並ぶ。



斗山祠。值年の家の庭で参拝者たちが宴を張っている。



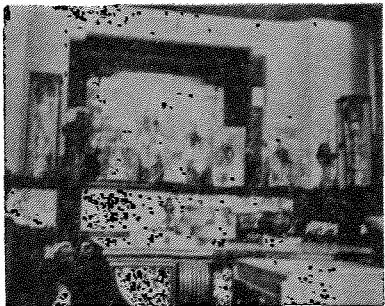
斗山祠。献金紙礼の時、祭文も香炉で燃す。



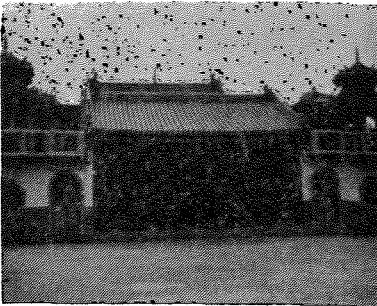
草田祠。公姻牌の数が多い。



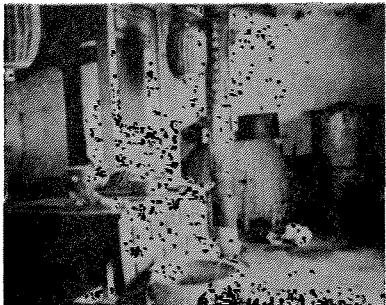
草田祠。普通の民家の正序と規模の点では変わらない。



崇山堂。内部は、全く普通の廟と同じ。



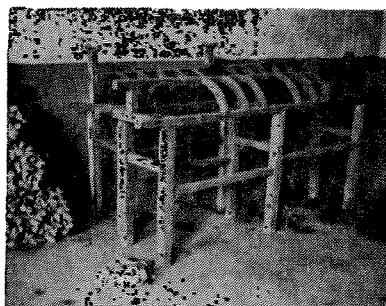
崇山堂。かつての團閔公の祖廟。現在は閔帝を主神とする廟に改築。



伴月堂。



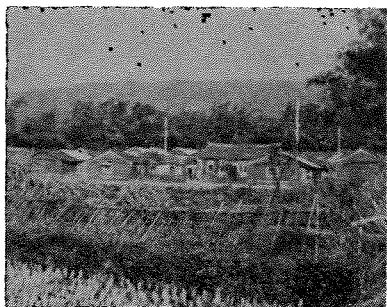
伴月堂。前庭には堂守りのもみが積んである。



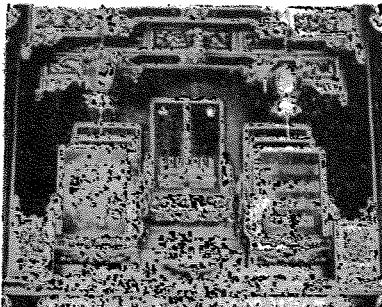
深折祠。豚を陳列するときに置く台。隣の薪は、堂守りのもの。



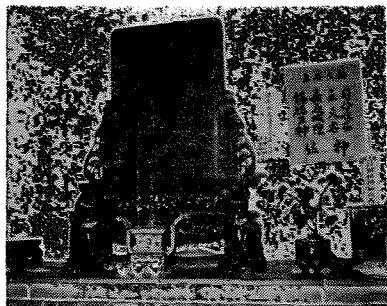
深折祠。前庭。かつてはここで芝居が演じられ、その規模で舊山祠や斗山祠と一、二を競った。現在は、管理人と役員が簡単に牲體を供えるだけである。



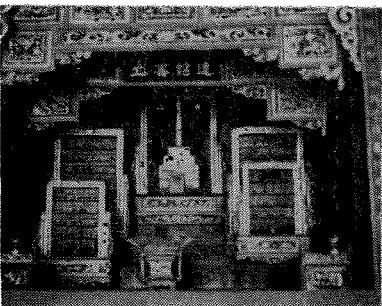
内底遠景。正面中央が大庁。



深坂祠。公媽牌の数や、龕の装飾は往時をしのばせる。



慈孝祠。世代が下なので公媽牌1枚のみである。向って右に神様の香炉が置かれていている。普通の家の正庁と同様。



龍山祠。公媽牌。

これらのうち、車田祠は十数年前台风で倒れ、山手に移築されたことと永仁派 자체が早くから独立性を強めていたためもあって、派下以外その存在はほとんど知られていない。弘貴の慈孝祠も成立年代が新しく、規模も一般の大庁と似たようなものなので、派下や近くの者しか知らない。団武の伴月堂は社頭から露山祠に向う道路沿いにあって、車田祠や慈孝祠よりも知られているが、派下の人数が比較的少なく、終戦前まで大規模な祭を行なつていた他の五宇ほど有名ではない。これらの五宇にしても、祖厝の名称や祀られている祖先名を正確に覚える者は少なく、自分に関係した祖先の大もとを祀っているところというのが平均的な認識である。

表5 祖厝の公媽牌および祭文簿にある祖先の数

祖厝 世代	芳遠堂	鬱山祠		斗山祠		伴月堂	深丘祠	龍山祠
		(祭文簿)	(祭文簿)					
-2	1							
-1								
1		1		1				
2			3		4			
3			9					
4				12				
5				25				
6				25				
7				44				
8				16				
9			*	18				
10		* 150× 14		13				
11				11				
12				12				
13				20				
14				15				
15				12				
16				2				
17								
18								
計	1	2,101	238	5	672**	121	1,000	694

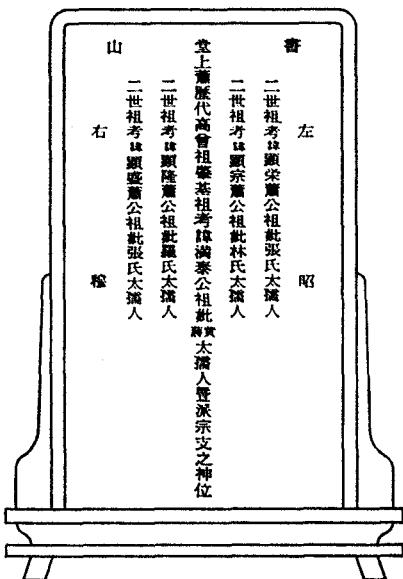
* 公媽牌が重なって見えないので1枚に150名として概算。

** 世代ごとに分けていないので合計のみ掲げる。

祖厝が社頭に建てられたのは、公業成立後しばらくしてから、十八世紀後半で、派始祖を祀る鬱山祠、斗山祠が最初と推定される。そのほかの祖厝は比較的新らしく十九世紀後半以降のものが多い。祖厝は、その一族のステータス・シンボルにはなるが、公業の存立に必須のものではなく、移転、再建、廢棄も想像以上に容易に行なわれる。これが車田祠や崇山堂の例から推察される。また、祖厝や廟の由来や歴史についての無関心⁽¹⁹⁾は、それ自体興味深い。

祖厝に祀られているそれぞれの始祖の系譜上の位置をみると、蕭姓全体の統合のため、六

図10 公媛牌（斗山祠）



十年前に建てられた芳遠堂の例を除き、書山祠対斗山祠あるいは深丘祠対龍山祠というように拮抗しているか、車田祠、崇山堂、慈孝祠のように特定の派が自分たちだけで祭祖を行なう、いわゆる分節の独立化を強調するため建てられているものが多い。系譜的位置関係から見る限り、祖厝の設置は公業の設立以上に自派の独立性強調の傾向が強く表われているといえよう。

祖厝内部には、普通公媛牌と香炉、香案などが置かれているだけで、年一・二回の祭祖の行事の時以外は、側棟に住んでいる堂守りが朝夕茶と香を供えるのみで使用されている。しかし、現在では、家族の大庁の場合と同様堂守りのもみ干場、農具置場あるいは作業場として使用されていることが多い。すなわち祖厝といっても、公媛牌に直接触れること以外、宗教的な禁止事項はなく、いわゆる神殿や寺院内の聖域といった雰囲気はあまり感じられない。

さて、公媛牌にどのような祖先の名が記入されているのであろうか。それぞれの始祖名が中央に大きく記入されている点は共通しているが、その子孫の扱いについては一様でない。まず、積玉を祀っている芳遠堂では、その子孫の公媛牌は全く置いていない。これは芳遠堂が、すでに成立している各分派の統合の象徴として建てられたことによる。また、斗山祠には、始祖満太とその四子の名が記入された大きな位牌と、伯英の小さな公媛牌が置かれているだけである。この伯英の位置づけには、斗山派の人々の間でも異説があり、満太の子であり頤栄らの父である(つまり、

第二世伯英、第三世顯榮となり、世代の数え方が異なってくる)とする説と、伯英は満太の別名であるという説がある。後者は、その公媽牌に書かれている配偶者名が一致しない難点があるが、現在の親族呼称は後者の世代の数え方に沿っている。⁽²¹⁾ この伯英の位牌の解釈はさておき、第二世の四房のみを記入しているのは、斗山派の分節化が、ほぼこの段階を中心にしていて、書山派のように細かく分かれていないと反映している。

祖厝を建て、公媽牌を新たにつくる際、牌に名前が記入されるのはその時に記憶されている祖先はすべてであるが、現存者は貢献のあつた者だけに限られるというインフォーマントが多い。この貢献とは、主として祖厝の建築の際の寄付のことをいう。これが正しいとすれば、祖厝の公媽牌は、祖厝建築に関しての丁数表であると考えることもできる。その後、加入を希望しても、次の改築まで待たなければならない。龍山祠に祀られている祖先で最も多い世代は、十四、十五世で現在より二世代前に組織されたと推測される。これは、一九〇三年に建てられたという事実と合っている。したがつて龍山祠より一世代ピークが早い伴月堂の建設を一八七〇年と推定してもそう大きな狂いは無いであろう。

なお、書山祠、深塙祠、車田祠の公媽牌は、それぞれ重なつており、牌を動かすことには抵抗感があるので後の部分を見ることができなかつた。また、慈孝祠の方は、字が薄くなつていて読み取れなかつた。

祭文簿というのは、祖厝の祭の時、式の中でいちいち読み上げる祖先名のリストで、斗山祠の場合かなり数が多いのに対し、書山祠の方はきわめて選択的である。この場合は単なる寄付だけでなく、紳士の資格が必要とされるのである。

祖厝では年一・二回の祭祀が唯一の行事である。筆者の観察した斗山祠の例⁽²²⁾を次に記す。

午前九時半役員(現在は斗山祠管理委員)および招待を受けた紳士(現在は議員など役職経験者)、老人(七十歳以上約七

十名)が集まる。公媽牌の置いてある龕前の卓上には供物のごちそうが何十皿もすき間なく並べられ、その前方に神像が置かれている。これは公王という、祖先が大陸に居た時危難を救つてくれた人を祀つたものである。その前方の吹抜けになった中庭には、ござと座布団が前列に一枚、後列に四枚おかれている。それぞれ主祭と陪祭がひざますき、叩頭する時のものである。その右前方に、毛と内臓を取り去った豚が丸のまま台の上にまたぐ恰好で供えられ、その背中に春雨のような白い麪でつくった山羊が乗つていて、かつては本物の山羊が、豚と対に何十頭も廟前に並べられたという。中庭の両脇の回廊には、四房からそれぞれ独自の供物を置いた卓が並びその盛大さを競つている。これは第二世の四兄弟、つまり各房の始祖に対するものである。

左側の廊の後方で、伝統的な楽器(ドラ、太鼓、笙など)を使つた漢樂の伴奏が、式の始まる前からかなでられ、祭の賑やかな雰囲気を出している。

主祭は、祭の中心的存在で、赤布を古肩からたすきかけしていて、進饌、初獻、亞獻、終獻、飲福などを一人で行なう。この日の主祭は、実質的には県長に匹敵するとされる水利会長になつた派下が、その年の出世頭ということであつた。高等文官試験や一流大学の合格者など二十歳前後の青年がつとめることもあり、対外的に抜きんでた者が選ばれた。陪祭は、主祭の後に並び主祭に倣つて礼拝する役で、四房の房長がつとめる。通は、式次第の号令をかける役で、経験のある年寄を選ぶ。贊は主祭につきそつて、その動作を導く役で、これも祭祀に詳しい者でないとまらない。引は、主祭を案内する役である。このほか、雜用を受持つ礼生が数名居る。これらの役員と老人たちが見守る中で、通の号令と漢樂に合せて次のような式が進行する。

一、參神礼 三拜九叩して神を迎える。

二、洗面礼 手と顔を洗う。

三、上香礼 線香を供える。

四、初献礼 酒を神前の盃に少し注ぐ。

五、読祭文礼 通が祭文を読む。

六、陪祭礼 陪祭が公媽牌の前で拝み線香を供える。この後、老人たちが順番に線香を供える。

七、亞献礼 一度目の酒を盃に注ぐ。

八、終献礼 三度目の酒を盃に注ぐ。

九、飲福礼 主祭が形式的に酒を飲み肉をつまむ。

十、献金紙礼 金紙、銀紙を焼いて祖先に供える。

十一、辞神礼 三拝九叩して神を送る。

食事が終ると現在でも車代と肉片を分配する。

祖厝の祭祀が盛んだった昭和初めの頃の様子を歌った台灣語の俚謡が『郷土調査』⁽²³⁾に載せられているので次に掲げる。これは人々の語る最盛期の公業の様子と合致しているだけでなく、蕭姓の人々もこれを読み、微細な点までうまく表現していると感心している。

「蕭姓祭祖の歌」

正月上元拜十五

(正月上元の拜々は十五日、

社頭蕭姓有⁽²⁴⁾公祖

社頭の蕭姓は公祖あり)

建設大公⁽²⁵⁾一萬五
私房小公無萬數

(租穀が一万五千の大公業、
私房や小公業は数知れず)

名声真好透五路

(その名声知れわたり、

子孫才能賢祭祖

子孫は祖先を上手に祭る)

祖厝起到四五所

(祖廟は四、五カ所、

旧社⁽²⁶⁾崁頂及埠斗

旧社、崁頂それに埠斗)

各位起了真正蘇

(それぞれ絶好の地理を得て、

子孫認真抵照顧

子孫は真心こめ管理)

十二十三十四十五
四位祭費數千⁽²⁹⁾箱

(十二、十三、十四、十五の日、
祖先四方の祭費は数千円)

先祭斗山書山祠

(先ず斗山祠に書山祠、

後祭龍山及深塚

(それから龍山祠と深塚祠の祭)

第一回熟深塚祠

(いちばん賑やかなのが深塚祠で、

仕鼎公祖敬座主

(仕鼎公が主人公)

猪羊剖到成百對⁽³⁰⁾

(屠った豚と山羊は百対に、

山海菜色各項有

(山海の珍味とりそろい)

大公私公各有主⁽³¹⁾
ト報新丁做紅龜⁽³²⁾⁽³³⁾

(大小の公業にはそれぞれ管理人が居り、
新丁は紅龜の餅を持って報告に)

房長首事有主張

(房長、首事はそれぞれ自分の意見を出し、

猪羊大細設照量

(房長、首事は秤ではかる)

刮着大猪有通賞 (大きなのには賞を出し、

若刮細隻罰金香

小さなのには罰として金紙、線香を徵収)

房房子孫來照輪⁽³⁴⁾

(祭の準備は各房子孫の輪番、

年年開祭無歇暇⁽³⁵⁾

だから毎年の祭は休みなし)

上元冬至有照準

(上元冬至の定めた日、

時候著到鬧紛紛

至ればこのにぎわい)

有人提帖出來分

(招待状配つてまわる人、

有人豫備写祭文

祭文書写す人準備で忙しい)

房脚着刮猪羊份⁽³⁶⁾

(個人で豚、山羊を持ってきて、

若着頭功賞卦允

一等なら必ず賞が出る)

鶏魚生菜及冬筆

(鶏、魚、野菜それに筍、

海腥包頭山冬粉

(ナマコ、アワビ、春雨)

貨物買到一大墩

(買入れた品物は山のよう、

總舗(37)小工鬧鬧滾

板前や手伝いはがやがやと)

大家認真就來創

(みなまじめに働いて、

備弁礼物祭祖公

(祖公へ供える礼物の準備)

值年首事抵走藏

(今年の当番は走りまわって、

外房叔孫激宋宋

(他房の者は知らん顔)

八音鼓吹知噠哮

(チャルメラの音色はチャターと鳴つて、

房房子孫齊齊到

(各房の子孫が皆やつて来る)

紳士坐轎到門口

(紳士は門まで轎を乗りつけ、

落轎前去叩頭

(位牌の前に行つて叩頭礼)

大工小工真走透

(大小の手伝いはみなまじめ、

雜操工課照括圖

(走り使いもクジで当った役)

有的拈着煎茶湯
(茶湯をわかす役、)

有的拈着巡火光
(火の見まわり番)

有的擣菜甲挑水
(野菜洗いに水がつぎ、)

有的洗米兼煮飯
(米洗いにご飯たき皆クジ次第)

大鑊小鑊十外口
(大鍋小鍋が十数個、)

總舖煮食乱抄抄
板前は料理にてんてこ舞い)

總舖煮好就舖排
(煮え上つて板前盛りつけて、
就叫小工出酒来
これ、手伝い酒もつて來い)

首事出来請坐位

(首事が出て来てお席にどうぞ、
大大小小揃總來
大人も子供も皆いらつしゃい)

大細人客攏總留(12)
(客人は大人も子供も帰らせない、
不論親疎請透透)

大人有道坐序頭

⁽⁴³⁾

团仔厝後落地掃

(大人は正序に席があり、
子供は廟の後の地面にザルの卓)

人客子孫滿大厅
計共将近小千名

(客や子孫で大厅はいっぱいに、
合せて千名近い)

設有此号大細請
实在亦是好名声

(こうして大小だれでも招く定め、
実際良い評判のもと)

食飽有人練問話

(満腹かかえ世間の話、
有人看戯听鼓吹

(芝居を見たり音楽を聞いたり)

第一賢噴(44)
乞食胚

(吹奏で一番は乞食胚、
甘く軟かな調べはもちのよう)

吹甲軟甜相糖棵

二八佳人及斬瓜
听着歡喜暢入髓

(「二八佳人」や「斬瓜」の演奏、
聞けば髓に滲み入る心地良さ)

總舗食飽就打拚	(板前食べ了つてまじめに働き、 礼物排頭滿大庁)
蕭姓祭祖有声影	(蕭姓祭祖は知れ渡り、 子孫甘開真好名)
各項若是排齊備	(品物そろつたら、 總舗就來相通知)
總舗就來相通知	(板前すぐ通知に現われ)
通知首事就緊去	(首事よはやく呼びに行きなさい、 去叫房長來巡視 ⁽⁴⁶⁾)
去叫房長來巡視	(房長巡視にくるようだ)
欠項看添正有体	(足りない品は補つて、 大家ト行三獻礼 ⁽⁴⁷⁾)
大家ト行三獻礼	(みんな三獻礼を行うところ)
燒水捧來面就洗	(あさげて来た湯で洗顔、 穿衫戴帽穿靴鞋)
穿衫戴帽穿靴鞋	(礼服着け帽子をかぶつて靴をはく)

古今衣冠真參差
第一好笑耆老伯

(古来まつたく衣冠は差があるもの、
いちばんおかしいのは年寄のおじさん)

褲脚有高也有低
也有帽仔戴批批

(ズボンの片足高く片足低い、
帽子はあみだできざっぽい)

有的粗俗不上粧
有的長衫無到長

(田舎くさくてぎこちない、
ある者の礼服はずつまり)

有的看着面昏昏
⁽⁴⁸⁾ 撒是見稍不免問

(あるもの見るも苦しく、
恥しくてよう問わぬ)

先輩紳士執古礼
後輩少年ト改例

(先輩の紳士古礼を守り、
後輩の若者しきたり変えたがる)

現時古輩人尚多
一時的確難得改

(いまは年寄まだ多い、
おそらくここ暫らくは改め難い)

老幼大家來議論⁽⁴⁹⁾

一人一句亂紛紛

(老幼みんな議論に加わって、
それぞれ意見はみなちがう)

有的想ト較打撋

(もつと派手にやろう、
いやもつと節約して、金を残そう)

有的ト歎來伸併

(先輩勢不認識
少年豪傑識時務)

(先輩勢をたのんで譲らない、
秀れた若者時と場を弁える)

先輩靠勢不認識
少年豪傑識時務

詔真計較歹意思

(あまりまともに言争うのもまずい、
まあ認めておこう年の功)

讓平老輩去請龜

若是听着大吹声
人人排班去大厅

(大きなラッパの音が聞えると、
人々並んで大厅へ)

叔祖侄孫共弟兄
挨挨陣陣相悉行

(祖父と孫、叔父と甥、兄と弟、
ぞくぞく手をたすさえて)

宗廟排班論大細

(宗廟の列に順序あり、

大輩堅高細堅下

高輩は上に弱輩は下に立つ)

叔侄大家排齊齊
⁽⁵³⁾
拜祖不論親共疎

(一族みなきちんと並ぶ、
祖先拜むに親疎なし)

序堂燈火真光明

(序堂の灯はこうこうと、
備弁礼物真豐盛)

子孫大家真虔誠

(子孫みな真心こめて、
供物並べ笙を吹奏)

陳邊到俎及吹笙

(秀才⁽⁵⁴⁾訓導⁽⁵⁵⁾老童生⁽⁵⁶⁾
重重疊疊排両平
兩側の列幾重にも)

主祭通引照拈圖
⁽⁵⁷⁾
讀祝執事謹鑿門
⁽⁵⁸⁾
讀祝、執事は適當に)

拈着做通堅外口

(当った通は外側に立ち、
ニコニコ明日はもらえる羊の頭)

歡喜明天有羊頭⁽⁵⁹⁾

就飲燒茶潤咽喉

(さうそく茶でのどを潤しせきばらい、
やおら声をはりあげ唱える礼法)

開声唱禮整声歎

運調唱來真和暢
聲音牽長又响曉

(唱える音調まことに流暢、
長くのばす声も一段と高らかに)

日吉時良天地張

(吉日吉時に天地はのびやか、
みなめでたい今宵の祭)

今夜致祭皆吉昌

擂鼓三囃鳴金炮

(太鼓を三回叩きドラ鳴らし爆竹はぜ、
前後に奏でる大きなラッパと小さなラッパ)

大樂小樂先後奏

引贊陪祭齊齊到

(引、贊、陪祭、みな位置につき、
主祭は肩に赤だすき)

主祭紅羽伴肩頭

主祭就来堅中位

(主祭は真中、

引贊左右來相隨

(左右に引贊を從えて)

少年主祭極風威

(少年主祭は威風堂々、

老人主祭喘大氣

(老人主祭ハアハア息切らす)

少年勇健不驚跪

(若者強健跪いても全く平氣、

老人跪了痛脚腿

(老人跪くと足腰痛む)

拈着主祭是真旺

(主祭に当るとは良い運気、

引贊伴行助威風

(引贊お伴に増す威風)

来來去去心忙忙

(行きつ戻りつ忙しい、

上上落落拝祖公

(立つたりひざますいたりして祖公を拝む)

少年主祭較有變

(少年主祭なんとかこなし、

老人主祭玩玩編

(老人主祭ひょろひょろと)

参神上香行盥洗（手を淨め参神の香をたき、
盥洗行了行初獻）

主祭行路激袴袴

（主祭の足取りあやつり人形みたいだが、
了って初獻礼）

下昏体面就是我

（今日の体面一番はすなわち私）

紅羽又長羊頭大
⁽⁶⁰⁾
明天搬到一大拖

（赤だすき長いが羊の頭も長い、
明日はたんまりお荷物ちょうどい）

主祭跪在香案前

（主祭ひざまずく香炉の前、

揚揚得意伴紅聯

赤だすきかけて意氣揚揚）

祭文若多較延遷

（祭文長くて、

就会害着阿片将

苦しいのは阿片飲み）

読祝声音真响晚

（祝文読み声まことに朗々、
祭文読み了つて分獻礼）

祭文讀息行分獻

分獻陪祭大先拝

(分獻礼は陪祭が先ず拝み、
了って当番以外の房長拝む)

陪祭拝好外房来

(外房了って宿老たち、
了って当番以外の房長拝む)

外房拝好耆老該

(外房了って宿老たち、
了って当番以外の房長拝む)

耆老拝好紳士派

(宿老了って拝むは紳士たち)

(63)
一班二人來輪流

(二人ひと組順番に、
香机の前で手をのばす)

去到案前就伸手

接香來拝甲奠酒

(線香受取り拝んで奠酒、
二人そろって三回叩首)

双双對對三叩首

拝了堅起就走開

(了ると立上つて道をあけ、
二人過再復元位
次の二人がその位置に)

一對拝好換別對

(一組拝むと次の組と入れ替り、
對對愛來拝甲跪)

對對愛來拝甲跪

(つきつき拝んでは跪く)

大大小小拝遍遍
通生開声過再唱
(大人も子供もみなゆきとどいた拝み方、
通生声をはりあげまた叫ぶ)

引贊二人無遷延
(引贊二人時置かず、

隨時再行亞終獻
(終獻了ると飲福礼、
さつそく行なう亞獻と終獻の礼)

終獻了後行飲福
(終獻了ると飲福礼、
般辭大輩來誦讀
般辭を読むのは上の輩)

飲酒行了通再唱
(飲酒礼了って通また声をはりあげる、
叫人放炮燒金紙
爆竹鳴らせ金紙焼け)

祭祖の人就行徙
(参拝人ほつとひと息ぞろぞろと、
房長首事乱乱喝
房長首事はやたらに注意)

此時大家真歡喜
(この時みんなほんとに歡喜、
男女大細笑囁顔)
男女大小みな笑顔)

望ト祖公相保庇
子孫房房造化是

(希うは祖公の庇護の下、
子孫各房平安であるように)

大吹鑼鼓和銅鍾
知蛛通通市幢龜

(ラッバ、ドラ、太鼓に鍾、
チートゥ、トントン、シートンケン)

人客塞塞一大間

(客人ひしめく大広間、
言葉は紛れて聞き取れず)

言語挿雜听不明

外人看見真阿咲
阿咲子孫賢開科

(他姓の人見てほめる、
ほんに子孫は開けてる)

年年祭祖開費多

(毎年祭祖に多くの出費、
これまで財産残した祖先のおかげ)

頂代建置有功劳

祝文祭文放火燒
炮仔大炮磅々叫

(祝文祭文火にくべて、
爆竹大小バンバンと)

大人欣喜哈哈笑

(大人はハッハと高笑い、)

田仔欣喜笑々潮

(子供は喜びはねまわる)

火龍大弄監燈鑄

(地花火めちゃくちゃ這いまわり、

花研放起滿天光

(打上花火は満天に咲く)

有的脚骨堅了酸

(立ちづめ疲れた足をひきずつて、

想ト去睡無眠床

(眠くとも寝床が無い)

外位人客不知頭

(他村のお客は解らない、

看到祭息半瞑後

(終まで見ていたら夜半すぎ)

想ト返到去因兜⁽⁶⁹⁾

(家路につくに、

鞋脱起来起步走

(靴脱ぎかけ足一日散)

(70) 魁星科甲送到位
魁星科甲送到位
筆擲起来写斗鬼
(魁星の衣裳まとった役者位牌の前に差出す状元の衣服、
筆をふるつて宙に書くは魁の字)

主祭接來下落去
(主祭受取り下に置く、
祖今祭息心肝開)

やつと祭祖了つてほつとする)

祖公欣喜来承領
房房子孫大昌盛

(祖公うれしく受取る祀り、
各房子孫は大繁昌)

礼畢徹饌唱得明
大細子孫皆高陞

(式が了つて高々と唱える徹饌、
大小子孫は皆高位にのぼる)

大家(六)題(72)眼來練仙
有的整火結阿片

(皆ひとつやすみ世間話したり、
阿片の火を灯けたり)

有的倒落直連連
有人去解大小便

(ある者寝ころび丸太棒、
ある者は便所へ)

祖今祭息四更時
大鍋細鑊滾沮沮

(祭祖了るともう午前二時、
大鍋小鍋はブツブツと)

總舗尽力站抵煮
ト煮(アツ)点心來止饅

（板前はじめに勧いて、
腹(アハ)ごしらえの点心つくる）

有的總舗真無理
就將肉粥候肉系

（なかにはほんとに出たらめな板前も、
肉粥のひき肉惜しむ）

衆人無通容允伊
大家受氣(アツキ)諫申叱

（人々板前許さない、
皆怒って悪口浴びせ）

点心食飽就袂饅
各位紳士脣焦々

（点心食べればもう腹へらぬ、
紳士各位はスヤスヤ眠る）

首事叫人切肉瞭
小工徒棹徘椅条

（首事は命令細肉片切るよう、
手伝いは長椅子並べ）

天光棹額案抵好
外姓着坐人客棹

（夜明ければ卓数はきちんとそろう、
他姓は客卓（））

若無貼額会食無⁽⁷⁶⁾

(名札なれば会食できぬ、

不比昨暝好喰騒

(そこが昨夜の大盤振舞とのちがい)

紳士頂棹坐得妙⁽⁷⁷⁾
有人爭位相諫辭

(紳士は上席にきちんと座る、
互いに席を争う者もある)

有人酒醉起酒小⁽⁷⁸⁾

(ある者酔つてからむ、

頭人出来傍々跳

(首事は出てきてブンブンと)

来比冤家是歹兆
反嘴相罵真見誚⁽⁷⁹⁾

(こんなに争うのは悪いこと、
互に罵るのは恥しい)

ト食各人愛認派⁽⁸⁰⁾

(みな自分の派認めて食べられる、
こんなやり方改めろと叫ぶ食いはぐれ)

此号派頭就去改⁽⁸¹⁾

(順ぐりに人数割り当り前、

公丁照輪是應該⁽⁸²⁾
不通年々思ト來

(毎年参加しようとするのは一寸無理)

食飽大吹就响声（いっぱい食べて鳴る大ラッパ、
大家ト返玩々顛 みんな帰る足取ふらふらと）

紳士坐轎激三名（紳士の轎かつぎは三人も、
有人無坐用歩行 轎に乗らず歩いて帰る者もある）

柑仔包仔提返去（ミカンやまんじゅう持つて帰りなさい、
団仔考問提乎伴 出迎えの子供のおみやげに）

祭祖的歌唱了離（これで祭祖の歌おしまい、
蕭姓人々大吉利 蕭姓の人々大吉利）

有的听着愛受氣（ある者聞いて怒り出す、
有的听着会歡喜 ある者聞いて大喜び）

このように相厝での祭祀の内容は、祖先の徳をたたえ、牲醴を供え子孫の繁栄ことに科挙を通しての成功を願うと
いうものである。そこには個人的な悩みや頼み事といった要素は希薄であり、またその祖先に関する具体的な記憶に
基づく情緒的な結びつきといったものも殆ど無い。むしろ敬祖という形を借りて対外的ステータスの向上と族内の分

範間の競争意識を伴った統合強化をはかるという側面を有している。主祭に、社会的に成功した者を選ぶことは、外一部への誇示と同時に一族の子弟の模範ともなる。集団成員全部が参与する活動というより、むしろ一部のエリートを際立たせるショーモードとしての性格が濃厚である。したがって、公業地からの収入が減少したり途絶えると、祖厝での祭祀もそれに比例して、縮小したり、廃止になつたりする。祭祖が主要な目的であれば、基本財産がなくつても子孫が費用を出し合うかあるいは供物を各自持ちよるという形で祖厝での祭祖の行事を続けうる筈であるが、こうした形で祖厝祭祀が行なわれているのは蕭姓では一度も見ることができなかつた。すなわち、蕭姓では祖厝の祭祀が分節化を強調するという機能を果してゐたことを反映してゐる。したがつて現在僅かに残されている基本財産が、二次農地改革で無くなれば、祖厝での祭祀は姿を消すであらう。この点で、書山派ほど分節化が進まず、比較的統合への志向が強い斗山派において、基本財産の管理を委員会方式とし、農地でなく、町の宅地や劇場の形にし時勢に合せていくという努力をしているのは注目に値する。

以上、社頭における蕭姓の公業および祖厝での祭祀について記してきた。そこで明らかになつた主な点は次のとおりである。

- (1) かつて公業地が全耕地の半数近くを占めていた。これは、成員に有利な条件での小作地を確保するという意味をもち、蕭姓を社頭に集める機能を果した。
- (2) 公業組織には、房数、人数、株数という三つの原理が存在し、そのいずれをとるかで公業の性格が異なるが、実際に複合していることが多い。
- (3) 公業内の分節化は、大陸におけるそれと類似した形で行なわれてゐる。これは大陸においてすでに充分発展して、

かつ台湾においても一の収族機能によって充分蕭姓子孫がこの地域に集中したことが必要条件となっている。

- ④ 公業は、終戦後の農地改革で大きな打撃を受けたが、日政時代から輪流管理より専任管理への変化に伴い衰退の傾向を示していた。

⑤ 祖厝での祭祀は、統合よりも分節化への志向をいつそう強く示している。すなわち、その祖厝を共にする派の独立性を強調し、その内部においても各派の競争意識が強い。とくに主祭が、専ら外部において獲得したステータスによって選ばれる点に特徴的に表われている。

⑥ このような祖先祭祀は、その経済的裏付けを失えば、自動的に行なわれなくなる性質のものである。

次章では、家族レベルで行なわれている祖先祭祀がどのようなものかを、公業や祖厝レベルでの祭祀と対比させながら見てゆくことにしたい。

(以下ひがく)

注

- (1) 坂（一九三六）七六九頁—七七〇頁。
- (2) 坂（一九三六）六六六頁。
- (3) 昭和四年員林郡において詐欺横領の訴訟百三十一件あり、そのうち公業関係のもの四十件に達している。また、かつて日露戦争で金鶏勲章を受けた社頭庄長も公業関係の証明に関し収賄の科で免職処分を受けたと語り伝えられている。
- (4) 社頭庄の耕地のうち九・八%は水田である。
- (5) たとえば、Freedman, M. (1958) pp. 11-14. 参照。
- (6) 陳基南氏は、「台湾のこのような宗族を transplanted lineage (移植されたリニージ) と語しておられた。うまい表現だと思ったが、少なくとも社頭の蕭姓のような場合、大陸の苗木をそのまま全部台湾に移植したのではなく、その一部を持つてきて植え、双方とも併行して育っているのだから、挿木されたリニージないし公業という方がより正確に表わしている」と

考
る。

- (7) 田井（一九四五、一一三三—一三三六頁）は、祖先祭祀団体を「家産分割に際しその財産の一部を抽出して設立する箇分字的なもの」と、子孫が共同始祖祭祀のため金銭を出資して組織する合約字的なものに分類し、さらに後者を、(1) 房数に応じ出資するもの、(2) 出資の多寡に応じ股份を定めその総数を固定しておくもの、(3) 男系子孫が均等に出資し股份を定めぬものに分類している。これは設立の方針による分類であるが、運営や受益のあり方は設立方式のみで決まるものではなく、いくつかの原理が複合している点を見逃す恐れがあるので、そのままの形では採らなかつた。
- (8) 例えば財産相続の際、均分の原則を守るため、第三者の立会を求め、均しく分けた土地をさらに細々と割当て、結果を書面にして保存しておくことが、かつては目に一丁字もなかつた農民の間で行なわれてゐる。
- (9) このほかにも、弁事公業（祭祀公業に対する用語、配当公業も含まれる）の活動として、一族の交際費、公業、墓などに関し他人と争つた時の費用の支払を行なうものもあると万年（一九三一、三〇〇—三〇一頁）に記載されているが、社頭の公業にはこのような定めは明記されていない。
- (10) 姉歎（一九三四）一〇二頁。
- (11) 万年（一九三一）一六七—一六八頁。
- (12) 万年（一九三一）一六八頁。
- (13) この点については、Freedman (1958) pp. 28-29、松園（一九七四）六四頁にもふれられている。
- (14) ここでは専ら既成の公業内で有力房が自己に有利に運営していく過程を対象としているが、新たに公業を組織する場合には、こうした無理を通りなくとも実勢に応じた配分が可能なわけで、公業の簇生の原因のひとつになつていてると考えられる。
- (15) このような過程における専任管理は、公業内よりも外での勢力を背景として行なわれる点で、日政時代に入ってからの登記された管理人の専任管理とは異なる。
- (16) 農地改革前的小作人が、地主と良い感情を保つよう気を配つていたいとは、Gallin (1966) pp. 89-93. と述べられてゐる。
- (17) 台湾での農地改革は、三七五政策として知られている、小作料を三七・五%に抑える法令が一九四九年、三甲歩を上まわ

る分を地主から徵収し小作人に放領する政策が一九五三年に実施された。

- (18) たとえば、かつて進士を出した一族の祖厝は、屋根を反らすことが許され、また祖厝の入口や内部には出世した者が、匾額を飾つてその成功を誇示している。
- (19) たとえば祖厝の創立年代や由来を記した寺社縁起に相当するものが全く残されていない。また、創建と改築の区別が定かでない。
- (20) 必ずしも最近になっての傾向ではなく、かつても「公序ニ雜物ヲ堆積スルコトヲ禁」する規定をもうけている公業もある。た。万年（一九三一）二九四頁。
- (21) たとえば、斗山派の十八世の者が書山派の十八世の者を同輩の用語で呼ぶと、通る。
- (22) 一九七六年二月十一日（旧暦一月十二日）。
- (23) 作者は不明だが、韻をふむなど相當な素養が必要で、當時の公学校の漢文の先生蕭煥文氏でないかという人もある。
- (24) 「公」＝「共通の」、つまり自家だけでなく、みんなで共同で祀る祖先。
- (25) 基本財産である水田を貸付け、その租穀（小作料）が二万五千租にものぼる大きな公業。
- (26) 「公」に対し「私」、つまりその祖先より下の世代で分れた子孫のグループ。
- (27) 賢（台湾語。以下台と略記）上手に。
- (28) いずれも祖廟のある地名。
- (29) 箱（台）貨幣の基本単位、北京語の「塊」にあたる。
- (30) 屠殺した豚と山羊を丸ごと一対にして飾る。
- (31) この場合は、公業の管理責任者。
- (32) ト（台）べきだ、しそうだ、北京語の「要」にあたる。
- (33) 成年に達し、新たに成員となつた者。紅い亀形をした餅を持参して、管理人の帖簿に記入してもらう。
- (34) いわゆる輪流、つまり輪番制で各房が毎年交代して当番にあたる。
- (35) 瞬（台）眠る、休むの意。
- (36) 房長の派下（一族の者）。

- (37) 総舗^ハ（台）板前、つまり料理人。
- (38) 総舗の指図を受けて下働きをしている人。
- (39) 当番以外の房。
- (40) 同族の成員。
- (41) 日政時代は中学卒業者を紳士と認めた。
- (42) 戻らないよう門を閉めたと伝えられる。
- (43) 駄が足りなくなると、餅を作る時用いる直径一メートル位の竹製のザルを食卓代りに地面に置き、料理の皿をのせた。
- (44) 人名。
- (45) 芝居の曲目。二八^ハ十六^ハ若い、つまり妙齢の佳人の意。
- (46) 房長が、首事の整えた物が規定どおり揃っているか点検して見巡る。
- (47) 初献、亜献、終献のこと。
- (48) 撤^ハ（台）そこで。
- (49) 話し合う、批評する。
- (50) たよる。
- (51) 祭祀公業の実権は年寄の役員が握っていて、あまり細く追求するとかれらの面子をつぶすことも出てくる。
- (52) 煙^ハ（台）ひっぱる。
- (53) 肇による上下の序列はあっても、祖先との距離に直系、傍系といった差はなく子孫は平等である。
- (54) 清朝時代の科舉合格者。
- (55) 日政時代の学校教師。
- (56) 科挙受験者を童生というが、何回受けても合格せず年を取ったもの。
- (57) 本文にあるように、普通主祭はその年の出世頭がつとめる。この場合おそらく、適任者が見当らず、当番の房内で抽籤によることにしたものであろう。
- (58) 濫縁^ハ（台）でたらめに。しかし、読祝などの役はある程度の知識経験を必要とするので、抽籤でなく指名制にしたもの

であろう。

- (59) 通や主祭は、犠牲の山羊の頭をもらう。
- (60) 主祭には、翌日羊頭をはじめいろいろな供物の分配が自宅に運びこまれる。
- (61) 香炉の載っている机。
- (62) 外房とは、値年の房以外の房。ここではその各房の代表者として房長が拝む。
- (63) 流れをよくするため、二人一組で香机の前行き線香を受取り香炉にさして拝み、次に盃を受取る手順になっている。
- (64) 愛^ハ（台）必ず。
- (65) 祭文につづく祖先の遺訓。
- (66) 造化^ハ（台）平安である、運が良い。
- (67) 一族以外の人。
- (68) 祝文、祭文は香炉にくべて焼く。
- (69) 因^ハ（台）かれら、兜^ハ（台）家。
- (70) 状元、つまり科挙で一番になった者。役者が扮し、その衣服を擗げもつて主祭に渡し、片足で立って魁の字を宙に描く。
- (71) 休む。
- (72) 練仙^ハ（台）世間話をする。
- (73) 阿片を吸うためのランプの火を調整する。
- (74) 夜食用のおやつ。
- (75) 受氣^ハ（台）怒る。
- (76) 卓上に第何房用の赤札が貼ってある。その房で予定していた人以外は会食できず、前日誰でも席に招待したのとは異なる意。
- (77) 謙辟^ハ（台）口喧嘩をする。
- (78) 酒小^ハ（台）気が狂う。
- (79) 見誚^ハ（台）恥しい。
- (80) 自分の属する系譜上の派、つまり房を探しあて、その卓で食べねばならないの意。

(81) 派頭 = (右) やう方。

(82) 各房何人と招待者の数を毎年順番に記入せよ。

參拜公廟 (トスハトマヘル廟)

Ahern, Emily M. 1973 *The Cult of the Dead in a Chinese Village*. Stanford.

[按] 著者「和親堂」の公業の祭事と死廟の祭事は、五卷十章、八二三頁—九一九頁、五卷十

—— 一九〇四 「右廟は於ける共有田地」『右廟領地記事』五卷十章、八二三頁—九一九頁、五卷十

坂齋松平 一九三三曰『祭祀公業と右廟』にケル特殊法律ノ研究』和光。

Baker, Hugh D. R. 1968 *A Chinese Village: Shuang Shui*. London.Chen, Cheng 1961 *Land Reform in Taiwan*. Taipei.Chen, Chi-ju 1973 History of Chinese Immigration into Taiwan. *Bulletin of the Institute of Ethnology*, Academia Sinica. 33: 113-34.

陳基南 一九七五『清代右廟擴大社の建立及其結構』(國立右廟大學考古人類學研究所碩士論文)。

Cohen, Myron L. 1968 The Hakka or 'Guest People': Dialect as a Socio-Cultural Variable in Southeastern China.

Ethnohistory 15-3: 237-92.—— 1969 Agnatic Kinship in South Taiwan. *Ethnology* 8: 167-82.Crissman, Lawrence W. 1967 The Segmentary Structure of Urban Overseas Chinese Communities. *Man* 2-2: 185-204.—— 1972 Marketing on the Changhua Plain, Taiwan, in W. E. Willmott, ed., *Economic Organization in Chinese Society*. Stanford.Fei, Hsiao-tung 1939 *Peasant Life in China: A Field Study of Country Life in the Yangtze Valley*. London.Freedman, Maurice 1958 *Lineage Organization in Southeastern China*. London.

- 1966 *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kuangtung*. London.
- 1974 The Politics of an Old State, in John Davis, ed. *Choice and Change: Essays in Honour of Lucy Mair*. London.
- Fried, Morton H. 1970 Clans and Lineages. *Bulletin of the Institute of Ethnology, Academia Sinica*, 29: 11-36.
- Gallin, Bernald 1966 *Hsin Hsing: A Chinese Village in Change*. Berkeley.
- Hsiao, Kung-chuan 1960 *Rural China: Imperial Control in the Nineteenth Century*. Seattle & London.
- 李能輝 一九二八『和鄉文化概說』東京。
- Jordan, David K. 1972 *Gods, Ghosts, and Ancestors: The Folk Religion of a Taiwanese Village*. Berkeley.
- 上岡利三郎 一九〇九「支那法系の起源及慣習の認めたる故産制」『和鄉文化概說』長卷11叶、1〇叶-11叶。
- 小島田道 一九一一「公業の權利主体」『台法月報』五卷11叶、四九-五九頁。
- Kulp, Daniel Harrison 1925 *Country Life in South China: The Sociology of Familism*. New York.
- 桑原政夫 一九三六「鳳林郡内公業調査」坂義彦(一九三六) 2-1部収録。
- 万年宣重 一九三一『民法及臺灣人事公業慣習研究』45頁。
- 松園万角雄 一九三三「台灣漢族の姓と祭祀公業」『社』四卷11号、大1-170頁。
- 一九七四「和鄉の宗族と祭祀公業」「南方文化」1冊、五六-六五頁。
- 守田次人 一九二九「祭祀公業私論」『和法月報』1111卷5期、1111-1112頁。
- 中野顯三郎 一九一〇「公業設定の真意義如何」『法院月報』四卷11叶、1111-1112頁。
- Pasternak, Burton 1968a Agnatic Atrophy in a Formosan Village. *American Anthropologist* 30: 93-96.
- 1968b Atrophy of Patrilineal Bonds in a Chinese Village in Historical Perspective. *Ethnohistory* 15: 293-327.
- 1969 The Role of the Frontier in Chinese Lineage Development. *The Journal of Asian Studies*, 28: 551-61.
- 1972 *Kinship and Community in Two Chinese Villages*. Stanford.
- Potter, Jack M. 1968 *Capitalism and the Chinese Peasant: Social Economic Change in a Hong Kong Village*. Berkeley.
- 1970 Land and Lineage in Traditional China. in M. Freedman, ed. *Family and Kinship in Chinese Society*.

Stanford.

臨時台灣田價調查會 一九〇三 |『第一回報告書』上卷。

— 一九〇六 |『第一回報告書』第1卷。

— 一九〇七 |『第一回報告書』第1卷，上、下。

— 一九一〇 |『第三回報告書，台灣私法第一卷』。

— 一九一六 |『契字及書簡文類集』。

臨時台灣土地調查局 一九〇一 |『台灣田價制度調查一報』。

坂義彦 一九三六 |『祭祀公業的基本問題』『台北帝國大學文政學部、政學科研究年報』第三輯，四八五一七九三頁。

施振民 一九七三 |『祭祀圈與社會組織』『中央研究院民族學研究所集刊』第三六期，一九一—一〇九頁。

社頭公学校 一九三三 |『鄉土調查』社頭。

彰化縣志 一八三四 |『彰化縣志』(台灣文獻叢刊第一五六種)。

蕭氏族譜編集委員会編 一九六六 |『蕭氏族譜』台北。

Skinner, G. William 1964-65 Marketing and Social Structure in Rural China. *The Journal of Asian Studies*. 24:

3-43, 195-228, 363-99.

眇田熊衛門 一九一〇 |『合有關係と祭祀公業』『法臨月報』四卷1號、111|—111五頁。

田井輝雄 (戴炎輝) 一九四五 |『台灣の家族制度と祖先祭祀団体』『台灣文化論叢』第一輯，一八一—一六四頁。

台灣總督府官房法務課 |『祭祀公業調』。

富田芳郎 一九四三 |『台灣聚落的研究』『台灣文化論叢』第一輯，一四六—一1111頁。

Wang, Sung-hsing 1972 PaPao Chun: An 18th Century Irrigation System in Central Taiwan. *Bulletin of the Institute of Ethnology, Academia Sinica* 33: 165-76.

王崧興 一九七三 |『濁大流域內的民族學研究』『中央研究院民族學研究所集刊』三六期，1—1〇頁。